

ニッポンハムグループ

行動 基準

NH Foods Group Action Standards
JAPANESE ver.



「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」とは

「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」は、すべてのステークホルダーに対して恥じることなく誇りを持って働くための行動のベースとなるものです。

すべての役職員がこの行動基準に従って行動することにより、企業の社会的責任（CSR）や社会からの要請（SDGsなど）に応えることにつながり、ステークホルダーに対する責任を果たすことができます。そして、持続可能な社会の実現とニッポンハムグループの発展につなげていきます。

ここに触れられていない問題、自分だけでは答えを見つけにくい複雑な問題などは、直属の上司、相談窓口、各職場のコンプライアンス・リーダーや推進委員会メンバーなどに相談してください。また、最終的な判断を行う場合は、企業理念、経営理念に立ち返り、その基本的な考え方、本質に照らして行動することが必要です。

大切なことは、私たちが商習慣や業務の手続きをはじめ、自分や自分の周りの言動に疑問を感じたら、それを声に出して言うことです。日常業務の忙しさに流されて、私たちは疑問に思うことすら忘れがちです。自分の行っていること、行ってきたこと、行おうとしていること、これらを常に「コンプライアンス」という観点から真摯に見直すことが重要です。

私たちの目指すところは、社会倫理に従い、法令を遵守することはもちろん、誇れる職場を実現し、お客様に心から満足していただける企業活動を行い、社会の一員としての責任を果たし、社会の発展に寄与していくことです。

【用語解説】

CSR (Corporate Social Responsibility) : CSRは企業の社会的責任と訳されます。企業は利益追求や法令遵守だけでなく、あらゆるステークホルダー（利害関係者のことで、消費者をはじめ社会全体）の多様な要求に対し適切な対応をとる義務があることを示しています。

SDGs (Sustainable Development Goals) : SDGsは持続可能な開発目標と訳されます。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会共通の目標です。これは地球環境や気候変動に配慮しながら、貧困や飢餓、エネルギー、平和的社会など、持続可能な暮らしや社会を営むための、世界各国の政府や自治体、非政府組織、非営利団体だけでなく、民間企業や個人などでも掲げることが推奨される共通の目標です。

「ニッポンハムグループ行動基準(日本版)」とは	1
もくじ	2
企業理念・経営理念	3
Vision2030・行動指針	4
マテリアリティ	5-6
NIと行動基準	7
「ニッポンハムグループグローバル行動基準」	8
行動基準(日本版)の基本的考え方	9
1 お客様(消費者)に対する行動基準	10
1.商品の安全性	10
2.適正な表示	11
3.原材料などの情報開示	12
4.誇大広告や不当な景品提供の禁止	13
5.食品事故への対応	14
6.お問い合わせやご指摘への対応	15
ここが知りたいQ&A	16
2 お得意先に対する行動基準	17
1.流通・店頭での商品の管理	17
2.お得意先から要請される便宜供与への対応	18
3.過度な要求への対応	19
4.正確な伝票処理	20
5.独占禁止法の遵守	21
(1)不公正な取引方法の禁止	21
(2)不当な取引制限(カルテルなど)の禁止	22
ここが知りたいQ&A	23-24
3 お取引先に対する行動基準	25
1.仕入原材料・資材、商品の安全性の確保	25
2.お取引先との信頼関係の構築と連携	26
3.お取引先に対する優越的地位の濫用禁止(下請法の遵守)	27
4.お取引先からの過剰な贈答・接待の禁止	28
5.公正な社内取引	29
ここが知りたいQ&A	30
4 株主・投資家に対する行動基準	31
1.会社情報の適時開示	31
2.正確な記録の作成・報告	32
3.内部監査の重視	33
ここが知りたいQ&A	34
5 社会に対する行動基準	35
1.関係法令の遵守	35
(1)交通法令の遵守	35
(2)海外現地法令の遵守と文化・慣習の尊重	36
(3)政治、行政との健全な関係	37
(4)関係官庁などへの報告・調査協力	38
(5)反社会的勢力に対する対応	39
2.社会への貢献	40
3.公共の場における責任ある行動	41
4.事業活動の継続	42
5.情報の管理	43
(1)情報の管理	43
(2)正しい情報の取り扱い方	44
(3)社外での情報利用	45
(4)インサイダー取引規制の遵守	46
ここが知りたいQ&A	47
6 環境に対する行動基準	48
1.環境に配慮した商品・サービスの開発とグリーン購入の推進	48
2.省エネ・省資源・環境負荷低減	49
3.地域社会の環境保全	50
ここが知りたいQ&A	51
7 より良い企業風土をつくるための行動基準	52
1.基本的人権の尊重	52
2.ハラスメント行為の禁止	53-54
3.暴力行為の禁止	55
4.風通しの良い職場づくり	56
5.公正な人事評価と処遇	57
6.健全な職場環境の確保	58
ここが知りたいQ&A	59
8 組織の一員としての行動基準	60
1.会社財産の尊重	60
2.交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用	61
3.利益相反行為の禁止	62
4.会社情報の発信	63
5.社内ルールの遵守	64
6.アニマルウェルフェアへの配慮	65
7.飲酒運転の撲滅	66
8.被災時の初動対応	67
ここが知りたいQ&A	68
2002年 牛肉偽装事件	69-70
〈参考〉主な関係法令一覧	71
ニッポンハムグループ相談窓口	72
コンプライアンス体制	73
法令や就業規則に違反した場合	74
宣言	75

企業理念

1. わが社は、「食べる喜び」を基本のテーマとし、時代を画する文化を創造し、社会に貢献する。
2. わが社は、従業員が真の幸せと生き甲斐を求める場として存在する。

経営理念

1. こうまい高邁な理想をかかげ、その実現への不退転の意志をもって行動する。
2. 人に学び、人を育て、人によって育てられる。
3. 時代の要請に応じて時代をつくる。
4. 品質・サービスを通して、縁を拡げ、縁あるすべての人々に対する責任を果たす。
5. 高度に機能的な有機体をめざす。

Vision2030

たんぱく質を、もっと自由に。

ニッポンハムグループは、もっと自由な発想で、

生きる力となるたんぱく質の可能性を広げていきます。

環境・社会に配慮した安定供給を行い、

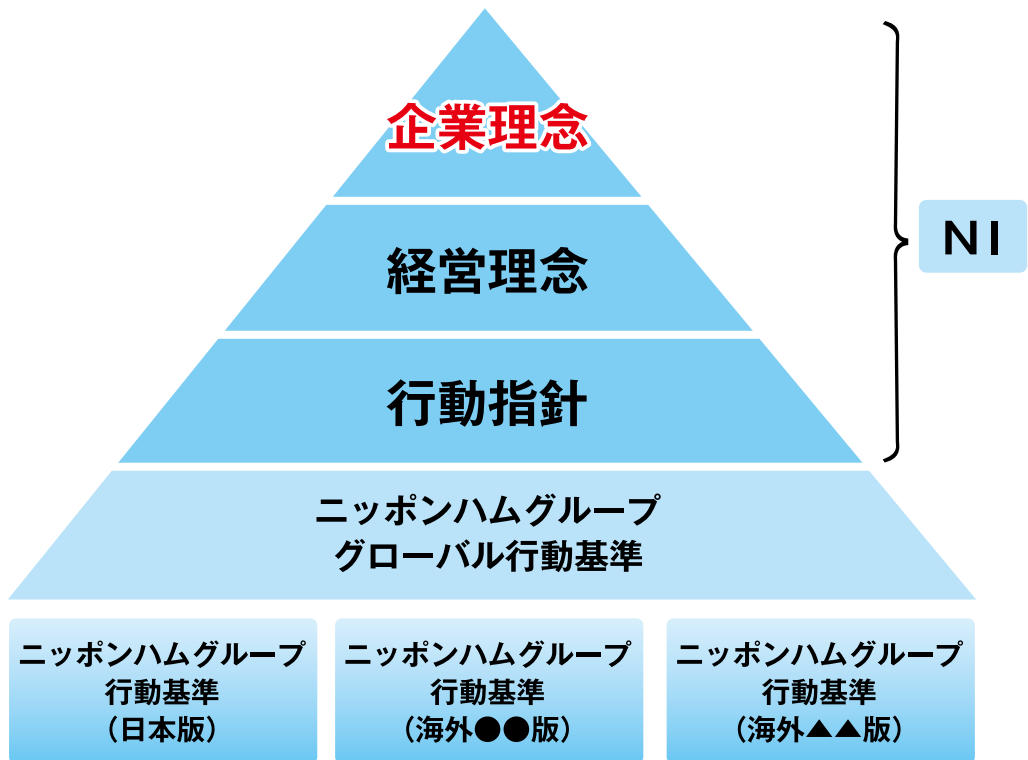
人々が食をもっと自由に楽しめる多様な食生活を創出していきます。

行動指針

食を通して社会に貢献するニッポンハムグループの一員として、
自覚と誇りをもって行動する。

私たちは、

1. 常にお客様の立場で考え、行動する。
2. 社会からの信頼に対して誠実に行動する。
3. 時代の変化を先取りし、積極果敢に挑戦する。
4. 高い目標を持ち、熱意と創意工夫でやり遂げる。
5. 自己を磨き、互いを高め、結束して事にあたる。



NIとは、Nipponham Group Identityの略でニッポンハムグループのあるべき姿を体系的に示すと同時に、グループの独自性や個性を表しています。

企業理念を実現するために、世界中のニッポンハムグループの役職員の行動のあり方を示す「ニッポンハムグループグローバル行動基準」と、それに基づき日本における具体的な行動のあり方を示す「ニッポンハムグループ行動基準(日本版)」が定められています。
(役職員とは、ニッポンハムグループのすべての役員および従業員をいいます)

◆お客様に対する姿勢

私たちは、お客様の期待に応え、お客様に満足していただけるよう安全・安心で質の高い商品・サービスと適切な情報を提供します。又、関係する法令、ルールをよく理解して遵守^{じゅんしゅ}します。

◆お取引先に対する姿勢

私たちは、仕入原材料、資材、商品の安全性の確保^{つと}に努め、仕入先の品質管理や法令遵守^{じゅんしゅ}状況などについての確認を積極的に行っていきます。又、公正・透明な取引を行い、お取引先と相互信頼関係を構築します。

◆株主・投資家に対する責任

私たちは、企業情報を適時、適切に開示して経営の透明性を高めるとともに株主・投資家の期待に応えるために、企業価値の向上^{つと}に努めます。

◆社会に対する責任

私たちは、関係する法令^{じゅんしゅ}を遵守し、事業を通して社会課題の解決に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に向けて、環境と調和のとれた企業活動を推進します。

◆働きやすい職場

私たちは、グループで働くすべての役職員がお互いを尊重し、それぞれが能力を最大限発揮することができる働きがいのある職場づくりを目指します。

「ニッポンハムグループグローバル行動基準」とは、企業理念を実現するために、役職員の日々の行動のあり方の基本となるものです。

グループの役職員が、世界中で事業を展開する企業の一員としてこれに則^{そく}して行動することにより、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすとともに、自ら誇りを持って働くための考え方を示したものです。

私たちは、ニッポンハムグループの企業理念、経営理念のもと、社会の一員としての責任を果たし、社会の発展に寄与してまいります。

- (1) 企業活動にかかわるすべての法令およびその精神を遵守します。
- (2) 常に社会の倫理を念頭に企業行動を決定します。
- (3) お客様に満足していただける安全で良質な商品とサービスの提供に努めます。
- (4) お客様、お得意先、お取引先、株主・投資家の皆様、地域の皆様などに対し、誠実かつ公正に対応するとともに、すべての皆様に対し、より積極的な情報開示を行ってまいります。
- (5) 信頼される企業として環境問題や社会問題に積極的に取り組みます。
- (6) 社会を支え、社会と共に歩む「良き企業市民」としての役割を果たします。
- (7) 従業員を含むすべての人々の人権を尊重します。
- (8) 常に安全で働きやすい職場環境の構築に努めます。
- (9) 事業活動に大きな影響を与えかねないリスク（自然災害、火災など）について事前に研究し、対策を講じておくことでグループの事業活動がとどこおることのないように努めます。

常に自分の家族に食べてもらうときと同じ気持ちで、お客様から満足していただける安全で良質な商品・サービスの提供に^{つと}努め、「世界で一番の『食べる喜び』をお届けする会社」を目指します。

1. 商品の安全性

私たちは、お客様の気持ちになり、「生命の恵み^{いのち}」を大切にするという視点のもと、一つひとつの商品を大切につくり、お客様にお届けします。

- お客様から一層高い信頼を得るためにも、商品の安全性を保つためのルール^{じゅんしゆ}の大切さを理解、遵守し、すべての商品の品質やサービスの向上を目指します。
- どんなに忙しくても、作業場への入場ルール（ローラー掛け、手洗いなど）、製造手順、洗浄手順、商品規格を守り、正確な記録と管理を行います。
- 商品の入出庫や保管の際は、商品ごとに決められた温度帯を守るとともに、取り扱いには十分注意します。
- すべての工程において、食物アレルギー物質のコンタミネーションには十分に注意し、継続的に監視・記録・管理を徹底することにより、商品の安全性を確保し、お客様に安心して召し上がっていただける商品づくりに^{つと}努めます。
- 原料調達から販売までのすべての過程において、フードディフェンスおよび食品偽装の対策を徹底します。



商品やサービスの安全性を確保するため、ファーム事業を含む生産から仕入・加工（製造）・物流・販売までのすべての過程において、定められた社内ルールに従って温度や数量などを正しく記録、管理することが必要です。また、意図^{いど}的な危害物質の混入を防止する様々な取り組みを徹底し、お客様から信頼される食品企業として、「ニッポンハムグループ品質保証規程」に従った品質保証体制を定着させ、それに基づいた商品づくりを行うことが必要です。

【用語解説】

コンタミネーション：汚染や混入という意味です。略してコンタミと表現されることもあります。たとえば、食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、食物アレルギー物質などが意図^{いど}せず食品に混入してしまうことなどです。

フードディフェンス：原料調達から販売までのすべての過程において、食品への意図^{いど}的な危害物質の混入を防止することです。

食品偽装：食品に対して何らかの偽装を行うことです。具体的には、虚偽表示・改ざん、すり替え、量のごまかし、偽物などがあります。

2. 適正な表示

私たちは、お知らせする情報を信頼してご購入いただくお客様の立場になり、誤解や健康被害を与えることのないように、食品の表示に関する法令の内容を正しく理解し、それに基づいた適正でわかりやすい表示を行います。

- お客様は、商品に記載されている内容を頼りに商品を使用されますので、法令に従って適正でわかりやすい表示を行う必要があります。特に期限日、原材料表示、保存方法、食物アレルギー物質など、お客様の安全や健康にかかわる表示事項は間違いのないようにしっかりと確認します。
- 法令の制定・改正があった場合は、これに素早く対応します。
- 誤解を招く表示は行いません。



お客様の安全や健康にかかわる事項について表示ミスをしないことはもちろんのこと、食に関する正しい知識や情報をお伝えすることは食品企業としてきわめて重要な責務です。食品表示についての記載方法や法令の適用範囲などで判断に迷ったときは、各社、各部門の品質保証部署、さらに日本ハム(株)品質保証部・法務部^{いのち}に必ず確認します。不注意による表示ミスで誤った情報が表示された場合、お客様の生命や健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、お客様からの信頼を失うことになります。

3. 原材料などの情報開示

私たちは、お客様に安全・安心な商品をお届けするために、使用する原材料の安全性、品質、商品規格に関して、^{ちくじ}逐次情報を収集・検証し、正確に記録します。そして、適切に在庫管理を行ったうえで原材料を使用します。

- 原料（^{なまにく}生肉含む）は、原産地、品種、格付け、生産・飼育方法が外見からは判断できません。産地指定商品などの原料は、原産地証明書を取得します。
- 特別な方法で飼育している場合は、飼料や品種、飼育方法などを証明できるように、正確に記録しておきます。
- 農林水産物には、地理的表示（GI）保護制度により、知的財産として登録され、保護されているものがあります。お客様に誤解を与えることのないよう、適切に表示します。



原材料などの情報や商品安全性を適正に開示するためには、まず正確な情報収集と記録が必要です。情報を正しく管理することにより、お客様から原材料などに関する情報を求められた場合でも、十分な説明を行うことができ、ニッポンハムグループと商品に対する信頼を高めることにつながります。

【用語解説】

地理的表示（GI）保護制度：GIはGeographical Indicationの略称です。生産地の特性が品質などの特性に結びついている商品について、これらの商品の名称を知的財産として登録し、保護する制度です。地理的表示（GI）の例として、夕張メロン、越前がに、八丁味噌、神戸ビーフなどがあります。

4. 誇大広告や不当な景品提供の禁止

私たちは、お客様に商品特徴を正しくお知らせします。商品の特性や品質などについて、お客様が誤って認識するような表示や表現（不当表示・有利誤認・優良誤認・誇大広告など）は行いません。

- 販促物・広告物・パンフレットなどを用いる場合、実際の商品特徴に照らし合わせ、適切な表示や表現に努めます。お得意先との取引や店頭での商品説明、WEBサイトなどの表現に関しても同様です。
- キャンペーンでは、提供できる景品が規制を受けることがあります。最高額や制限など、景品規制の範囲内で運用します。



お客様（消費者）が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、客観的事実や根拠のあるデータを用いて必要な情報をわかりやすく提供することが求められます。キャンペーンの告知方法や販促物への表現内容、販売方法については、法令遵守はもちろんのこと、お客様視点に立ち、適切でわかりやすい方法や表現を使用し、迷ったときには日本ハム(株)法務部、品質保証部などの関係部署に確認します。

【用語解説】

不当表示：不当にお客様を引きつけ、公正な競争を阻害する恐れがあると認められる表示です。

有利誤認：価格その他の取引条件について、実際のものまたは競争者のものより著しく有利なものであると一般消費者に誤認させる表示です。

優良誤認：商品・サービスなどの内容について、一般消費者に対し、実際のものより著しく優良であると示す表示です。

誇大広告：健康の保持増進の効果などについて著しく事実と相違する、または著しく一般消費者に誤認させる広告・表示です。効果効能をうたう表現には注意が必要です。

5. 食品事故への対応

私たちは、食品事故や発生の恐れがある事実をつかんだ場合、お客様の安全を最優先に行動します。原因や事実関係について迅速に調べ、お客様をはじめとする関係者の方々に正確にお伝えします。

- 製造や流通過程において、異物が混入した場合や腐敗・膨張などの品質上の異常の発生や兆候が見受けられた場合は、上司および関係部署に報告のうえ、作業を中止するなどの責任ある対応をとります。
- 商品に関する事故が発生した場合は、お客様の安全を最優先に考え、「回収」、「廃棄」などの措置を迅速に講じます。
- 原因を調査・究明し、それに基づき策定した再発防止策の徹底を図り、同様の食品事故の防止に努めます。



お客様視点を忘れて事故対応が遅れてしまうと、お客様の不安を増大させることにつながり、ニッポンハムグループの社会的信用を大きく失墜させます。迅速で適切な対応を行うため、日頃から各部門と連携が取れる体制を整えることが重要です。

6. お問い合わせやご指摘への対応

私たちは、お客様からのお問い合わせ、ご意見、ご指摘などの声を、会社にとって貴重なアドバイスであると真摯に受け止め、迅速・丁寧に対応します。

- ご不満を持たれた理由やご指摘の背景まで理解できるように、お客様の声を十分に聴き取ります。
- お客様の声を正確に社内の関係部署に伝え、商品の改良や、サービスの改善につなげます。
- お客様の満足度を高め、ニッポンハムグループのファンになっていただけるよう、誠意を持って対応します。
- 常識を逸脱したお問い合わせをされるお客様については、関係部署に相談し、適切に対応します。



2017年にニッポンハムグループは「消費者志向自主宣言」を発表し、「お客様の声」を聴く・知る・活かすことで事業活動につなげていきます。従業員一人ひとりの仕事がお客様とつながっていることを忘れません。お客様の個人情報などは注意して取り扱い、お客様の権利を保護します。

ルールを守らない人がいます。

Q 作業場の清掃時は、ルールでは洗剤を使うことになっているのに、決まりを守らず流水のみで洗浄している人がいます。見た目はきれいになっているようですが、良いのでしょうか。

A どんなに忙しくても、定められた作業手順を省略してはいけません。ルールを逸脱^{いつだつ}している人を見かけた場合は、その場で注意するか、上司に報告しましょう。私たちは、「品質No.1 経営」を目指すニッポンハムグループの一員として商品の安全性を第一に考え、お客様に安全で安心していただける商品を提供する責任があります。万が一、食中毒や異物混入などの重大な品質事故が発生した場合は、ニッポンハムグループの信頼を一瞬にして失うことになります。ルールを遵守^{じゅんしゅ}しなければならない理由を従業員一人ひとりが理解し、遵守^{じゅんしゅ}することでお客から信頼される企業であり続けましょう。



（行動基準1-1.商品の安全性）

期限に間に合わないのも良いですね。

Q お得意先から、商品カルテの提出を求められましたが、新しく作り直すと先方の提出期限に間に合いません。変更は無いはずなので、前回提出した商品カルテで代用しても良いのでしょうか。

A 最新の商品情報に基づいて作成・承認された商品カルテをお得意先に提出する必要があります。原則として商品カルテの提出には「誠実くん」で申請を行います。「誠実くん」では商品カルテの提出履歴管理を行っていますので、過去の提出履歴から改版申請を行うことで変更が無い場合などには、スムーズに作成、承認を行うことも可能です。商品回収などの商品トラブル防止のため、関係部署に相談しましょう。



（行動基準1-3.原材料などの情報開示）

商品がお客様に届けられるまで、商品の安全性と品質を保証するため最大限の注意を払います。お得意先との取引においては、関係法令^{じゆんしゆ}を遵守し、公正かつ透明な取引に努め^{つと}、お客様やお得意先から一層信頼される企業を目指します。

1. 流通・店頭での商品の管理

私たちは、お客様のことを第一に考え、お客様が商品を手^{げんしゆ}にさせていただくまで、商品に表示されている保存方法や取り扱い方法を厳守するよう、お得意先に協力を求めています。

- 冷蔵ケースへの商品の積み過ぎ^{ちんれつ}や冷蔵ケース外での陳列^{ちんれつ}など、適正な温度管理ができない陳列^{ちんれつ}は行いません。
- お得意先が、適正な保存方法や取り扱い方法を逸脱^{いつだつ}する要望をされたとしても、ニッポンハムグループの基本姿勢を明確にお伝えし、適正な温度管理や取り扱い方法をお得意先に要請します。
- セールスの巡回時に、賞味期限の定期的なチェックを実施し、お得意先に商品陳列^{ちんれつ}での先入れ先出し^{てきぎ}を適宜要請します。
- 店頭やバックヤードで納品作業などを行う場合、自社の商品と同様に他社の商品も丁寧^{ていねい}に扱います。



私たちが取り扱う商品は、定められた温度帯で流通する「食品」です。温度管理を間違^{まちが}うと、お客様の健康に多大な影響を及ぼしてしまいます。お客様に、安全で安心な高品質の商品提供を実現するため、お得意先に対しても、商品の適正な温度管理を求めています。また、店頭で私たちが作業を行う場合、他社の商品についても自社の商品と同様に丁寧^{ていねい}に扱うことを忘れてはなりません。他社の商品を軽々しく扱えば、お得意先からの信頼を損なうばかりか、お客様の安全・健康をおびやかしかねないからです。適正な温度管理や他社の商品を自社の商品と同様に丁寧^{ていねい}に扱うことが、ニッポンハムグループのみならず、お得意先の利益と信頼向上につながっていきます。

【用語解説】

お得意先: ニッポンハムグループの商品・サービスを購入していただく相手方のことをいいます。

2. お得意先から要請される便宜供与への対応

私たちは、お得意先から要請される物品の購入や接待などの便宜供与^{べんぎ きょうよ}に対しては、上司に報告し、個人としてではなく、会社として適切に対応します。

- 貴金属等の物品の購入依頼など、社会通念上^{きょうう}許容できない要請はお断ります。
- 要請された商品の購入と引き換えに、新規商品導入の約束を取り付けるなど、商取引上の便宜^{べんぎ}を図ってもらう行為はしません。

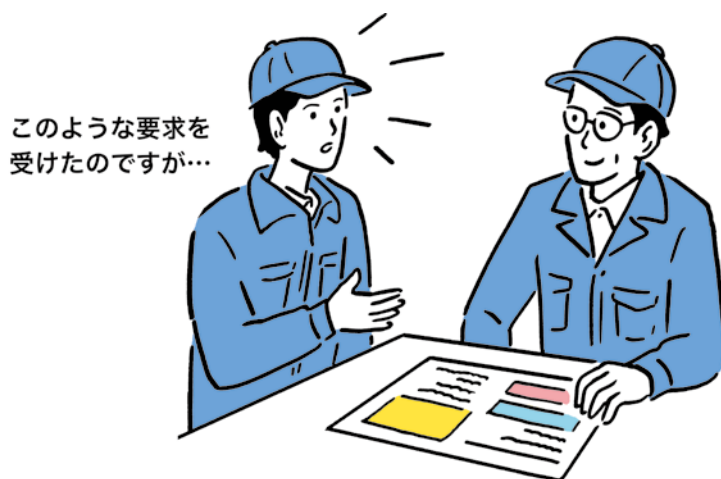


お得意先との関係上、たとえば、ケーキの大量購入、貴金属やスーツなどの高価な物品の購入、通常取引契約外の協賛金の支払いなどを要請されることがあります。こうした場面では、必ず上司に報告します。また、金品の個人的な提供や過度な接待などでお応えする行為は、お得意先との信頼関係に基づいた公正かつ適正なビジネス関係を傷つけるばかりか、回りまわってお客様の利益まで損なう可能性があります。

3. 過度な要求への対応

私たちは、お得意先からの要求が、商品の安全性や安定的な供給に支障をきたす危険性がある場合や、結果としてお客様の信頼を裏切りかねない場合は、会社としてお断りします。

- お得意先からの過度な要求に対して、担当者だけでは判断できない場合や断り切れない場合は、必ず上司に報告・連絡・相談を行い、会社として適切に対応します。
- できる限りの努力をしても、技術的、物理的、時間的に困難で、お得意先からの要求に^{ていちょう}応えられそうにない場合は、誠意をもって事情を説明し、丁重にお断りします。
- 言葉を濁^{にご}したり、曖昧^{あいまい}で不明確な言い回しをしたりする断り方は、お得意先に誤解を与え信用を失うことになりかねませんので注意しましょう。



商品の安全性や安定的な供給が^{たんぽ}担保できない要求を受け入れることは、結果として品質の悪化につながり、最終的にはお客様に不利益を与えてしまいます。ニッポンハムグループは、お客様の安全や健康、利益を第一に考え、お得意先との取引を大切にします。

4. 正確な伝票処理

私たちは、適切な商品管理、売上管理、^{さいけん}債権管理を行うための前提として、社内です定められたルールに従って、正確な伝票処理を行います。

- 納品する内容のとおり、正しく伝票を発行します。
- 納品した商品と伝票に記載した商品に相違がないか、数量・納品単価に間違いはないかなど、常に確認します。
- 記入ミスは、速やかにお得意先に連絡のうえ修正します。
- 架空納品による伝票発行やお得意先への了承のない値上げ、自己による不適切な商品の買い上げや金銭の^{ほてん}補填などは絶対にしません。また、部下や後輩にも同様の行為はさせません。



言うまでもなく、架空計上や未了承の値上げは、犯罪行為（詐欺罪、文書偽造罪など）です。また、自己^{ほてん}補填なども絶対にやってはいけないことです。これらの行為は、お得意先に迷惑をおかけするだけでなく、正確な売上計上ができず、社会に対する説明責任を果たすことができなくなることにつながります。事業所や部署の責任者は、日頃から業務の^{すいこう}遂行状況を正しく把握し、NT規程・^{ようりょう}要領に従って適正に管理する責任があります。

【用語解説】

NT規程・^{ようりょう}要領：ニッポンハムグループ各社が内部統制の考えに基づいて作成した、ミスや不正を防ぎ、正しく透明性のある業務を行うためのルール（販売管理規程・要領、購買管理規程・要領など）のことです。

5. 独占禁止法の^{じゅんしゆ}遵守

お得意先が自由により良い商品やサービスを選ぶことができるように、市場では公正かつ自由な競争が確保されなければなりません。

(1) 不公正な取引方法の禁止

私たちは、どんな場合においても、品質・価値・サービスを通して、お得意先と対等な立場で取引を行います。

- 独占禁止法に該当する禁止事項は、主として次のようなものがあります。法令の精神を十分に理解し^{じゅんしゆ}遵守していきます。

①^{ゆうえつ}優越的地位の濫用、②^{らんよう}再販売価格の拘束、③^{こうそく}不当廉売、④^{れんばい}抱きあわせ販売、⑤^{ぼうがい}取引妨害、⑥^{こうそく}拘束条件付き取引、⑦^{はい た}排他条件付き取引など。

- 提案書や見積書において、「定価」・「売価」の表現は再販売価格の^{こうそく}拘束になります。価格は、あくまでも「参考小売価格」・「提案価格」として提示します。



対等な立場でのビジネスという考え方を軽視し、不当な取引制限を行えば、それは独占禁止法違反となり、お客様の利益まで損ねてしまいます。たとえば、ニッポンハムグループ各社が定めた小売価格での販売をお得意先に強要すること、出荷を制限すること、^{おろしうり}不当に卸売価格を引き上げることなどは、すべて独占禁止法に反します。これらを十分理解したうえで、お得意先と健全かつ公正なビジネス関係を築きます。

(2) 不当な取引制限(カルテルなど)の禁止

私たちは、公正で自由な競争に努めるため、同業者間や業界団体で、価格・数量・取引企業についての協定や取り決めを行うなどのカルテルや談合には参加しません。

- 競合他社との間で、①販売価格、②生産数量・販売数量、③お得意先との取引条件、④販売促進のためにお得意先に提供する経済上の利益、⑤販売地域・顧客・製品の分割・割り当てなどに結びつく話し合いや情報交換は行いません。
- 取り決めを行うような場面に出会った場合、そこでの話題を変更するか、その場を退席し、あわせて経緯を上司に報告します。



自由競争を意図的に停止・排除することは、独占禁止法違反となり、お得意先ばかりでなく、お客様の利益まで損ねてしまいます。公正で自由な競争こそが、本来のビジネスのあり方です。同業メーカーとの間で、競争上の重要な事項に関する情報交換を行うことは、同業者同士の競争を避けるような意図がなくても、結果として独占禁止法に抵触する恐れがあります。カルテルや談合行為は、ニッポンハムグループへの信用、信頼を著しく失墜させます。また、行政から莫大な課徴金納付命令などの厳しい処分を受ける場合があります。状況に応じて、上司や日本ハム(株)法務部に相談しましょう。

【用語解説】

カルテル: 同業者同士が、お互いの利益を守ることを目的に、価格や数量、販売地域などを取り決めることです。

談合: 公共事業などにおける競争入札の際、複数の入札参加者が前もって相談し入札価格や落札者などについて取り決めることです。

お客様が納品伝票になかなかサインをしてくれません。

Q お客様の担当者はいつも忙しく、納品伝票になかなかサインをしてくれません。サインをしてくれるまで待っているのも時間の無駄ですし、担当者と合意していれば私が代理でサインしても良いもののでしょうか。

A 納品伝票の自筆サインは禁止されています。
たとえお客様の担当者と合意していたとしても、自筆サインをした伝票では証憑^{しょうひょう}としての効力を持ちません。サインを受け取るのに長時間待機させられるお客様については、上長などと相談のうえ、会社として適切に対応しましょう。



(行動基準2-4. 正確な伝票処理)

お得意先に値上げ交渉したいのですが…

Q お得意先へ値上げ交渉をしたいのですが、バイヤーから他社は値上げしてきていないと言われないように、競合他社の担当者に取り決めをして値上げするように依頼しました。相場並みの価格に上げるだけなので問題無いですよ。

A 競合他社と販売価格に関して取り決めを行うことは独占禁止法違反となります。違法と取られかねない行為はニッポンハムグループへの信用、信頼を著しく失墜^{いちじる}させます。状況に応じて上司や関係部署に相談しましょう。



(行動基準2-5.(2)不当な取引制限(カルテルなど)の禁止)

2

お得意先に対する行動基準

お取引先とのビジネスにおいては、原材料や製品、サービスの安全性を重視します。加えて、お取引先と公正かつ自由な取引ができるよう、関係法令を遵守し、お互いの信頼関係を深めるような取引をしましょう。

1. 仕入原材料・資材、商品の安全性の確保

私たちは、責任を持ってお客様が消費する最終商品の安全性を確保する必要があります。仕入れを行う原材料・資材、商品のチェックおよび仕入先の品質管理、法令遵守^{じゅんしゅ}の状況について、積極的に確認します。

- 仕入原材料・資材、商品の品質・安全性(たとえば、アレルギー物質の有無など)は、仕入先から証明書をもって確認します。
- 原材料の賞味期限や添加物の内容は、仕入れを行うときに確認します。



仮に原材料のほんの一部にでも問題があれば、それはニッポンハムグループ各社が提供する商品そのものの問題となり、さらにはニッポンハムグループの経営姿勢の問題ともなります。従って、私たちは食品企業として高い責任感を持ち、仕入れを行う原材料・資材、商品の安全性^{つと}の確保に努めます。

【用語解説】

お取引先: ニッポンハムグループが商品・サービスを購入する相手方のことをいいます。

2. お取引先との信頼関係の構築と連携

私たちは、お取引先の選定にあたっては、品質・サービス・価格・実績・信頼性などを総合的に判断します。また、調達活動においては、お取引先との信頼関係を構築し、共存・共栄を基本に、連携してCSR（企業の社会的責任）への取り組みを推進します。

- 原材料・資材などを仕入れる際は、お取引先が法令^{じゅんしゅ}を遵守し、安全性・品質管理に問題が無いかを確認します。
- 「ニッポンハムグループCSR調達方針」に基づき、お取引先と連携してCSR調達を推進し、お互いの企業価値の向上に取り組めます。
- お取引先へのアンケートやコミュニケーションを通じて、法令・社会規範^{じゅんしゅ}の遵守、商品やサービスの品質・安全性、人権の尊重、労働安全衛生、環境保全などに改善すべき点が見つかった際は、お取引先と連携して改善に取り組めます。



社会的責任を果たし、事業を推進し続けるためには、私たちが関係法令^{じゅんしゅ}を遵守することにとどまらず、お取引先と連携してサプライチェーンにおける問題を改善していくことが社会から求められています。

【用語解説】

CSR調達: 法令・社会規範^{じゅんしゅ}の遵守、商品やサービスの品質・安全性、人権の尊重、労働安全衛生、環境保全など、企業におけるCSRへの取り組みを調達先の企業にも求めることです。

サプライチェーン: 製品が消費者に届くまでの一連の流れを指します。

3. お取引先に対する^{ゆうえつ}優越的地位^{らんよう}の濫用禁止(下請法^{じゅんしゅ}の遵守)

私たちは、自己の立場を利用してお取引先に金品や接待を求める言動は、たとえ間接的な表現であっても行いません。下請業者との取引は常に公正に行います。

- お取引先に商品の紹介をする場合、あくまでも購入の判断はお取引先の自由意志であることを明確にして紹介します。ご購入いただいた際は、お取引先の購入実績をその後の取引に影響させません。
- 下請法^{じゅんしゅ}を遵守し、お取引先の利益を不当に損なう行為(受領拒否、下請代金^{ちえん}の支払遅延や減額、不当な返品など)はしません。
- 下請業務を依頼する際は、発注時に業務内容・金額・支払期日などを明記した書面を必ず交付し、保管します。
- また、担当者は日本ハム(株)・法務部が運用している下請取引管理DBへ申請を行います。



取引上の^{ゆうえつ}優越的地位^{らんよう}を濫用する行為は、長年^{つちか}培ってきた相互の信頼関係を大きく傷つけてしまいます。独占禁止法上の^{ゆうえつ}優越的地位^{らんよう}の濫用規制および下請法について正しく理解し、公正な競争^{そがい}を阻害する行為はしません。常にお取引先と健全かつ公正な関係を保てるよう心がけます。

【用語解説】

^{ゆうえつ}優越的地位^{らんよう}の濫用: 取引上の地位が^{ゆうえつ}優越している当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える行為です。

4. お取引先からの過剰な贈答・接待の禁止

私たちは、直接の利害関係がなくても、お取引先からの常識の範囲を超える贈答や接待などは受けません。

- お取引先からのお歳暮などの贈答やアルコールの入った食事などの接待は、公正な判断(価格交渉や複数仕入先などからの選定)に支障をきたすようであれば受けません。
- 個人宛で送られてきた場合は、誤解を受けることのないように上司に報告し適切に処理します。
- 第三者から見て明らかに不適切と判断される料亭、クラブ、スナックのはしごなど、節度を超えるような接待は受けません。
- お取引先からの接待を受ける場合は、二次会は極力辞退します。やむをえず参加する場合は、毎回連続して先方が負担することは避けます。



お取引先



「常識の範囲」とは、これを受けたとしても、仕事上の意思決定に何ら影響を及ぼさないという範囲です。ただし、^{きょう}許容範囲内かどうかは、それを第三者が見て適切かどうかによって判断します。なお、辞退したにもかかわらず、お取引先より贈り物(金品や商品など)が届けられた場合は、私的な取り扱いをせず、直属の上司に報告し、社会通念上適切かどうか判断のうえ、返却などの適切な^{そち}措置をとります。

5. 公正な社内取引

私たちは、社内やグループ内の取引においても、公正・透明かつ健全な関係の維持・構築に努めます。

- 購入する立場を利用して、不当なビジネス、常識の範囲を超える様々な便宜供与の要請などはいけません。
- 社外との取引と同様に、品質や価格条件などは本来の判断基準で行い、個人の利益や感情で取引を決定しません。

社内やグループ内取引でも
健全な関係の
構築・維持に努めよう！



社内やグループ内の取引関係部署に過剰な販促協賛金、リベートや金品、接待を求めることは、ニッポンハムグループ全体の利益を損ねることになります。より安全で高品質な商品をお客様に提供するという基本原則に立てば、社内取引またはグループ内取引であっても、取引判断の基準は品質・サービス、価格、実績、信頼性などです。

CSR調達とは

Q 「CSR調達の推進」とは具体的にはどういったことを指すのですか。

A 調達活動において、お取引先と信頼関係を構築し、共存・共栄を基本に、連携してCSR(企業の社会的責任)への取り組みを進めていくことを指します。

ニッポンハムグループにおけるCSRの考え方を具体的に示すために、「ニッポンハムグループCSR調達方針」があります。

推進にあたり、CSR調達方針をお取引先にご理解いただくための説明を行うとともに、セルフチェックアンケートをはじめとするお取引先とのコミュニケーションを図ることで、サプライチェーンの透明性を高めていきます。



(行動基準3-2. お取引先との信頼関係の構築と連携)

3

お取引先に対する行動基準

私たちは、株主・投資家の皆様から預かった貴重な資金を活用し企業活動を行っています。従って、株主・投資家の皆様に対して、事業を安全かつ効率的に行う責任や、その事業内容を正しく説明する責任を負っています。これらの責任を果たし、信頼関係をより一層深めていきましょう。

1. 会社情報の^{てきじ}適時開示

私たちは、株主・投資家の皆様に対し、事業内容の詳細、特に投資判断にかかわる重要な会社情報を^{てきじ}適時、公平かつ継続的に開示していきます。

- 「ニッポンハムグループ会社情報管理規程」に^{のっと}則り、会社情報を正確かつ^{てきじ}適時に開示できるように^{つと}努めます。
- 非日常的な事象(天災、事故、お得意先の倒産など)が起こった場合は、「重要事項」として速やかに日本ハム(株)コンプライアンス部に報告します。
- 商品異常にかかわる「重要事項」が発生した場合は、日本ハム(株)品質保証部にも速やかに報告します。



株主・投資家の皆様に対して、組織的・継続的に説明責任を果たしていきます。情報が^{てきじ}適時、公平かつ継続的に伝わらなければ、投資判断に誤りを生じさせ、結果としてニッポンハムグループに対する信用の^{しつぱい}失墜につながりかねません。投資判断にかかわる重要な情報は、株主・投資家の皆様が理解しやすいように、具体的な数値とわかりやすい表現を用いて、すべての株主・投資家の皆様に対し公平に開示します。

2. 正確な記録の作成・報告

私たちは、企業活動に関する情報を、法令や社内ルールに従って日々正しく記録・報告します。

- 仕入れ・製造・物流・販売などの各段階において帳票^{ちやうひよう}などに誤りや偽り^{いつわ}がないよう、法令や社内ルールに従い事実を正確に記録し確認します。また、必要に応じて正しく報告します。
- 記録された情報は、いつでも確認できるよう、期間を定めて適正に保管します。
- 商品の在庫数量、賞味期限を日々確認し、正確な記録・管理を行います。
- 研究や商品開発においても、進捗状況や結果などを正確に記録し管理します。



会社情報の前提は正確な記録です。架空や虚偽^{きょぎ}の帳票^{ちやうひよう}を作成したり、改ざんしたりすることがあってはなりません。現場での記録に誤りや偽り^{いつわ}があれば、株主・投資家の皆様に対して事実と異なる情報を提供することになります。

3. 内部監査の重視

私たちは、会計監査、業務監査、品質監査、環境監査、コンプライアンス状況に関する監査に協力し、業務の品質向上に努めます。

- 監査には、事業所の責任者、管理職、直接の担当者だけでなく、すべての従業員が内部監査の意義を正しく理解し、当然の義務として協力します。
- 監査の指摘事項は、速やかに改善し報告します。



株主・投資家の皆様の利益を守るため、公平な視点から様々な内部監査が実施されます。内部監査でもっとも大切なのは、監査を受ける側がその意義を正しく理解し、前向きに対応し協力することです。従って、監査に対して非協力的な態度や、真実を歪めた説明などは許されません。経営の健全さを保つうえで、内部監査が必要不可欠であるとの認識に立ち、監査がより効果的に実施されるように組織全体で協力します。

重要事項はどのように活用されるのですか？

Q 重要事項として報告した内容は、どのように活用されるのですか？

A 重要事項とは人事労務上の損害、業務上の損害、商品異常、その他法令に抵触する可能性のある事項、社会通念上のトラブルなどになる可能性がある事項のことです。重要事項として報告された内容は、グループの経営に影響を与える事項として、グループ内で共有されます。共有された情報は、各職場の再発防止策の検討などに活用されます。重要事項が発生した場合は速やかに上司、関係部署に報告しましょう。



(行動基準4-1.会社情報の適時開示)

忙しく、時間がなかったので後回しにしました。

Q 営業活動が忙しく、時間がなかったので伝票の起票や経費の処理を少しだけ来月に回してしまいました…。

A 業務で入力されるデータを基に、財務諸表や決算書などが作成され、財務報告として開示されます。不正や故意はもとより、業務上の遅延や不注意などによる誤ったデータに基づく財務報告は、ニッポンハムグループへの信用、信頼を著しく失墜させます。企業会計原則には「真実性の原則」が定められており、収益の計上は「実現主義」、費用の計上は「発生主義」によるものとされています。それらを厳格に守り適正な経理処理を行うために、すべての役職員は書類や情報を遅滞なく、正確かつ迅速に提出しなければいけません。



(行動基準4-2.正確な記録の作成・報告)

お客様、お得意先、お取引先、株主・投資家の皆様以外にも、私たちは数え切れないほどのステークホルダー(利害関係者)に対し、法的・社会的・倫理的責任を負っています。中でも、市場での競争という自由を享受している私たちは、当然の前提として法的責任を確実に果たしていかなければなりません。そのうえで、各種法令やルールの遵守にとどまらず、地域社会との良好な関係を深め、共に発展することを目指します。

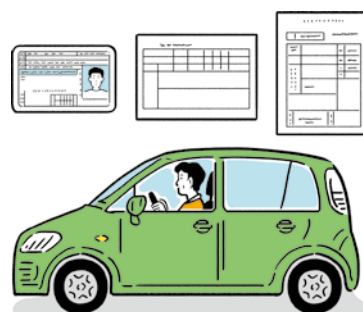
1. 関係法令の遵守

私たちは、食品の製造や販売に関する法令はもとより、様々な法令やガイドラインについても正しく理解し、それを遵守し実践していきます。

(1) 交通法令の遵守

私たちは、ニッポンハムグループの一員として、公私を問わず交通法令を遵守します。車両の運転にあたっては、安全第一と譲り合いの精神を尊重し、交通事故防止に努めます。

- 無免許・免許証の期限切れ運転、車検切れの車両の運転はもちろんのこと、速度超過、駐車違反、運転中のスマートフォン(携帯電話)の使用、シートベルトの未装着、あおり運転による車間距離不保持違反など、交通法令違反となる行為は絶対にしません、させません。
- 交通法令に違反したときは、直ちに安全運転管理者または上司に報告します。
- 万が一の事故に備え、自賠責保険の不足部分を補完する任意保険に加入しておきましょう。
- マイカー通勤者は会社に①運転免許証②車検証③任意保険加入証明書の提出を求められています。自家用車を所有している人は、有効期限を定期的にチェックしましょう。



交通法令の遵守は、社会との良好な関係を築くうえで、絶対に欠かせない大前提です。交通法令の違反や交通マナーに反する運転行為に対しては、たとえそれがプライベートな状況下でなされたものであっても厳正に対処します。社用車を運転する際には、当社のブランドを担っていることを意識し、他の模範となる運転に努めなければなりません。車両の運転にあたっては、法令で定められた点検や保険の確認などの適正な運行管理をしなければなりません。

(2) 海外現地法令の遵守と文化・慣習の尊重

私たちは、国際ルールや海外現地における法令や歴史・文化・慣習などを正しく理解し、その遵守と尊重に努めます。

- 日本での常識が海外でも通用するとは限りません。たとえ日本人同士でも、公衆の場で人種や宗教などを話題にした会話はしません。
- 事業活動を行うにあたっては、現地の企業市民としての責任を積極的に果たしていきます。
- 国際条約やルールなどを尊重し、児童労働、強制労働は絶対に行いません。また、関連するサプライヤーが同様の行為を行っていないか、確認する必要があります。
- 海外での公務員との付き合いにおいては、その国における法令を遵守し、不正利益を得るための接待、贈答、その他の利益供与を行いません。また、直接的な利益供与のみならず、コンサルタントなどを経由した間接的な利益供与にも、法令違反とならないように細心の注意を払います。



私たちの事業活動は、海外にまで広がっています。進出先の国や地域の利益や持続的成長という観点から事業活動を行うとともに、企業市民としての責任を積極的に果たします。進出先においても社会の発展に貢献することが、結果としてニッポンハムグループの持続的成長を可能にするからです。

(3) 政治、行政との健全な関係

私たちは、公務員に対する接待や贈答、社会の誤解を招くような付き合いはしません。

- 国家公務員や県、市の公務員だけでなく、公益法人・公社・特殊法人・事業団体などの準公務員に対しても同様に接待や贈答を行いません。
- 政治家、立候補者、政党および政治団体に対しても、公務員と同様の対応をするとともに、法令や社内ルールに触れる政治献金や寄付、公になっていないニッポンハムグループや他社の情報提供は行いません。
- 何らかの便宜^{べんぎ}を求められたり、強要されたりした場合は、個人で判断せず、必ず上司や管理部門または日本ハム(株)法務部に確認をとり、指示をおおぎます。また、その際の経緯と対応を正確に記録に残し、いつでも説明責任を果たせるようにしておきます。



お礼の気持ちで商品券や商品を公務員に贈ることや接待することは、場合によっては贈賄^{そうわい}とみなされる可能性があります。たとえば、選挙活動の人的・物的支援などの便宜^{べんぎ}を求められることなどが当てはまります。公務員との付き合いにおいては、国内では不正競争防止法、海外では贈賄^{そうわい}行為を禁止する米国連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)、英国賄賂防止法(UKBA)などに注意が必要です。また、私たちのルールだけでなく公務員が遵守^{じゅんしゅ}すべきルール(国家公務員倫理法・倫理規程)にも十分配慮します。

(4) 関係官庁などへの報告・調査協力

私たちは、重大な違反行為や事故が起こった場合、それらを隠さず、迅速^{じんそく}に関係官庁などへ報告し、外部機関による調査や原因究明に協力します。

- 商品に関する事故については、お客様の安全を第一に考慮^{こうりょ}し、健康被害を最小限に食い止めるための速やかな報告と対処を行います。
- 会社のイメージダウンを恐れて商品の回収や情報の開示を遅らせることはしません。
- 発生した違反行為や事故は、内容を精査し、社内のみならず、社外にも公表して説明責任を果たしていきます。



対外的に影響を及ぼすような重大な違反行為や事故はあってはならないことです。また、万が一発生させてしまった場合は、それらを隠してはいけません。企業倫理やコンプライアンスに前向きに取り組む私たちは、非があれば、隠さずにそれを認め、そこから学び自らを改めていかなければなりません。そうした努力の積み重ねや情報開示の姿勢が無くては、社会やお客様より真の信頼を得ることはできないからです。なお、疑わしいと思われる段階であっても、事態が急を要する際には、速やかにまずその可能性を報告し、そのうえで厳正な社内調査を実施します。

(5) 反社会的勢力に対する対応

私たちは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威^{きょうい}を及ぼすと考えられる反社会的勢力に対し「恐れない」、「利用しない」、「金を出さない」という「三ない」原則を守り、対応にあたっては、組織^{き せん}として毅然とした態度で臨^{のぞ}みます。

- 相手先不明の社外からの電話には十分注意し、不審な点があれば関係部署へ速やかに報告・相談をします。
- 暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を持ちません。
- 反社会的勢力による不当要求などを受けた場合は、上司や責任者に報告し、日本ハム(株)コンプライアンス部および総務部に報告・相談します。
- 相手方に反社会的勢力の疑いが生じたときは、上司や責任者に報告し、調査の結果、事実であれば直^{ただ}ちにそれらとの関係を断ちます。



反社会的勢力から不当な要求を受けたり、背景がよく分からずそれらに応じてしまった場合は、その事実を直^{ただ}ちに上司に報告し、関係部署に相談のうえ、適切に対処します。いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供してはいけません。

2. 社会への貢献

私たちは、地域社会との共存・共栄を図り、良き企業市民としての役割を果たすことにより、持続可能な社会の発展に貢献します。

- 地域社会の成長と発展に貢献する活動に自発的に参加します。
- 事業活動を通じた社会への貢献はもとより、食とスポーツを通じて社会の健全な発展に貢献します。



企業活動は、地域社会などの健全な発展があってはじめて可能です。社会を支え、社会とともに歩むことが良き企業市民としての役割です。地域支援活動などのボランティアは、日常の忙しさの中でついつい忘れがちな生活者の視点を、私たちに自覚させてくれる絶好の機会です。地域との共生を目指した社会貢献活動が、私たち一人ひとりの意識を変え、結果として企業を変えていきます。企業と社会が相互に支え合い、より良い関係を築いていくことは、将来世代の人々に対する責任でもあります。

3. 公共の場における責任ある行動

私たちは、公共の場において、常に社会人としての自覚と責任を持って行動し、たとえプライベートの場でも一人ひとりがニッポンハムグループのブランドを担っていることを心にとめ、ニッポンハムグループの一員としての節度ある言動を心がけます。

- 歩きながらの携帯電話での通話やスマートフォン(携帯電話)の操作、歩きタバコやタバコのポイ捨てはしません。
- 運転時には、交通ルールを守ること大前提です。他者の迷惑とならないだけでなく、事故の防止にもつながります。
- 清掃活動や困っている人の手助けなどを積極的に行いましょう。

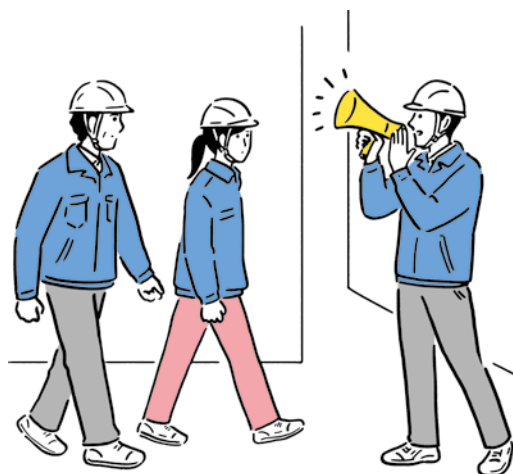


昨今あおり運転の取締りが厳しくなるなど、運転マナーに対する目が以前にも増し厳しくなっています。これは運転時だけではなく、駐車時も同様です。私たち一人ひとりの行動がニッポンハムグループに対する社会からの信頼・評判につながることを自覚し、ニッポンハムグループの一員として誠実に行動する必要があります。

4. 事業活動の継続

私たちは、事業活動に大きな影響を与えかねないリスクに対し、あらかじめ対策を講じることで被害を最小限にとどめ、事業活動がとどこおることのないように努めます。

- 地震、風水害をはじめとする自然災害や大規模な事故、感染症の発生・拡大、原材料・資材などの供給網の途絶^{とぜつ}に対しての備えを計画的に進めます。
- 有事の際に迅速^{じんそく}な初動対応がとれるよう、定期的に事故や災害などの発生を想定した事前訓練を実施します。
- 被災したときは、従業員の安否状況を確認し、職場の被害を最小限に抑え、優先度の高い重要な事業を継続するとともに、早期の復旧^{ふきゅう}に努めます。
- 感染症や家畜伝染病に対しての発生予防を確実にいき、発生した際は迅速^{じんそく}な報告と感染拡大の防止措置^{そち}を講じます。
- 感染症拡大の防止にあたっては、社会全体の協力が求められる場合、国や自治体の要請に応じます。



事業活動を行ううえで、私たちは自然災害（地震、津波、大雨・台風など）、事故（火災、爆発など）、疫病^{えきびょう}・伝染病（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、家畜伝染病など）、経営環境の変化（為替^{かわせ}、株式市場など）、情報セキュリティ問題（コンピューターウイルス、サイバーテロなど）、その他（テロ、風評被害など）、様々な脅威^{きょうい}と対峙^{たいじ}しています。あらかじめ対策を立てておき、災害発生時または被災時に迅速^{じんそく}に行動できるようにしておくことが必要です。そして、事業を継続するとともに、早期の復旧^{ふきゅう}に努めることが、企業を守り従業員の雇用を維持し、お客様、お得意先および取引先からの信用を向上させ、企業価値を高めることにつながります。

5. 情報の管理

私たちは、業務上取り扱う様々な情報の重要性を理解し、適切な取得および適正な利用と管理の徹底に努めます。

(1) 情報の管理

- 「情報管理」とは、業務で必要な情報の収集・処理・伝達・保管・検索・廃棄を効果的に行うため、様々な情報を管理することをいいます。
- 情報を適切に管理することにより、情報漏洩^{ろうえい}や改ざんなどによるトラブルを予防します。
- 個人情報や知的財産に関する法令^{じゆんしゆ}を遵守します。知的財産に関しては、ニッポンハムグループ各社が所有するもののみならず、他の企業・個人が所有するものも尊重します。



管理すべき情報には、次のようなものがあります。

- ①業務上知り得る情報（商品の技術情報・仕様、発売情報、生産計画情報、売場情報、出店情報、販売促進に関する情報など）
- ②個人情報（ギフト、キャンペーン、お問い合わせ対応、採用活動などで取得したお客様情報や従業員のマイナンバーなど特定の個人を識別することができる情報）
- ③知的財産権（特許権、商標権、意匠^{いしょう}権、実用新案権、著作権、営業秘密その他の知的財産にかかる権利など）

業務上様々な情報を管理するうえでは、取得・利用する情報がこういったものにあたるのかを理解することが重要です。

(2) 正しい情報の取り扱い方

私たちは、業務上で得た情報を利用する際は、利用の目的・用途や、留意点を理解したうえで利用します。

- 業務上知り得る情報や個人情報^{しょうだく}は、取得の際に示した利用目的の範囲内で必要な場合のみ利用し、法令に定める場合を除き、承諾なく第三者に提供・開示しません。
- 退職者に対しては、すでに会社を辞められた方であることを認識し、会社情報をむやみに話すことはしません。
- インターネット上の画像や映像などの使用により、知らずに著作権を侵害しているケースがあります。使用時には必ず利用規約を確認のうえ、法令で認められた場合を除き、著作物の利用にあたる場合は事前に著作権者に許可を得たうえで使用します。
- 著作物の利用にあたる場合は事前に著作権者に許可を得たうえで使用します。
- SNSなどを利用する際、会社情報や個人情報の取り扱いには十分注意します。インターネット上の情報は、不特定多数の方の目に触れます。ニッポンハムグループおよび仕事上関係する企業の会社情報や個人情報などの情報漏洩^{ろうえい}・誹謗中傷^{ひぼう}につながる書き込みはしません。
- 個人情報は、会社が認めた方法でのみ保存し、個人が所有するパソコン・スマートフォン（携帯電話）や、外付けハードディスク・USBなどの外部記憶媒体^{ばいたい}には保存しません。
- 個人情報を廃棄する場合は、溶解処理やシュレッダーでの細断^{さいだん}など、定められた方法で廃棄します。



情報の漏洩^{ろうえい}や著作権の侵害、またはその可能性を発見したときは、^{ただ}直ちに直属の上司や関係部署に報告しましょう。もしこれらが発生した場合、お客様をはじめとする関係者に多大なご迷惑をおかけするとともに、ニッポンハムグループの社会的信用を大きく失うことになります。

(3) 社外での情報利用

私たちは、社外で業務を行う場合はルールを遵守し、情報の取り扱いに細心の注意を払います。

- 在宅勤務が普及し、社外で業務をする機会が増えています。業務上やむをえず情報を社外に持ち出す場合、第三者への情報漏洩のリスクを考慮のうえ、取り扱います。
- 特に移動中や出張先など自宅外の不特定多数の者が出入りできる場所で勤務する場合には、資料・パソコン画面ののぞき見や盗撮、盗難などのリスクがあるため、十分対策をとったうえで業務します。
- 社外で会社情報や個人情報の漏洩につながるような不用意な言動はしません。また社内においても、エレベーターや通路など多くの方が利用する場所での会話・スマートフォン(携帯電話)の利用などに留意します。



今まで以上に柔軟な働き方が可能となる反面、情報漏洩のリスクも高まります。社外での勤務にあたってはルールを遵守し、情報の取り扱いにも十分注意します。

(4) インサイダー取引規制の遵守^{じゅんしゅ}

- インサイダー取引と疑われるような行為はしません。家族・友人などを含め、業務上知り得た内部情報を利用して、その会社の株式などを売買しません。
- インサイダー取引につながる株式などの購入や売却をすすめることはしません。
- インサイダー取引につながるような会話や情報の持ち出しもしません。



おおよげ

公になっていないニッポンハムグループの重要な情報について仕事などを通じて知った場合、公表される前に、当社の株式などを売買することは禁止されています。同様に、公になっていない仕事上関係する企業の重要な情報についても仕事などを通じて知った場合、公表される前に、当該企業の株式などを売買することは禁止されています。ニッポンハムグループまたは関係先の未公表の重要な情報を社外に漏らす行為や、家族、友人、他部署の役職員などにとって利益となるように計らったり、損失を回避させたりする目的などで、当社および関係先企業の株式などの売買をすすめる行為も禁止されています。

【用語解説】

インサイダー取引：証券の投資判断に影響を及ぼす重要な未公開の内部情報を有する者が、それを利用して行う不公平な証券取引です。

SNSサイトに発売前の自社の新製品に関する情報の掲載を見かけました。

Q SNSサイトに発売前の自社の新製品に関する情報の掲載を見かけました。問題ではないでしょうか。

A 業務上知り得た情報や内部の製品情報などをSNSで投稿することは、情報漏洩^{ろうえい}に該当する可能性があります。投稿を見かけた場合は速やかに上司に報告します。インターネット上の情報は不特定多数の方が見ることができ、また一度投稿した内容を取り消すことは困難です。「このくらいは大丈夫」という意識は捨て、SNSを利用する際は細心の注意を払いましょう。



(行動基準5-5.(2)正しい情報の取り扱い方)

普段からどのように準備しておくべきでしょうか。

Q 豪雨などの自然災害や、最近では新型コロナウイルスの感染拡大など、私たちの生活をおびや^{おびや}すような事例が多く発生しています。普段からどのように準備しておくべきでしょうか。

A 私たちの事業活動においては、自然災害、事故、疾病・伝染病など、事業継続が脅か^{おびや}される事象が様々あります。これらの脅威^{きょうい}が顕在化^{けんざい}した場合に備え、平時と緊急時の情報収集および社内での共有体制や、情報伝達フローなどを構築しておく必要があります。そのために、事業継続の方針に加え、全体の意思決定者・各業務の担当者・関係者の連絡先・連絡フローをあらかじめ整理しておくことがポイントとなります。日頃から有事の際の連絡先や避難場所、安否確認システムの利用方法などを確認しておきましょう。



(行動基準5-4.事業活動の継続)

「ニッポンハムグループ環境方針」に従って、企業活動のあらゆる面で継続的に環境保全に取り組みます。自然の恵みに感謝し、持続可能な社会の実現に向けて、環境と調和の取れた企業活動を目指し、一人ひとりが自分の職場で実践します。

1. 環境に配慮した商品・サービスの開発とグリーン購入の推進

私たちは、環境に配慮した商品・サービスの開発に^{つと}努めるとともに、購入する場合も環境に配慮したものを選びます。

- 安全性・品質を第一に考えながら、包装資材の軽量化、包装形態の簡素化、環境配慮型素材の使用などに取り組みます。
- 原材料の調達や事務用品・紙類などの購入についても、環境への負荷ができるだけ小さいものを選ぶグリーン購入をすすめます。



社会や企業の持続的な発展は、環境保全との両立無くしてはありえません。限りある資源を大切に利用し、環境への負荷を少しでも減らすためには、日常の業務を継続的に改善していくことが必要です。一人ひとりの取り組みの積み重ねが地球規模の環境保全につながります。

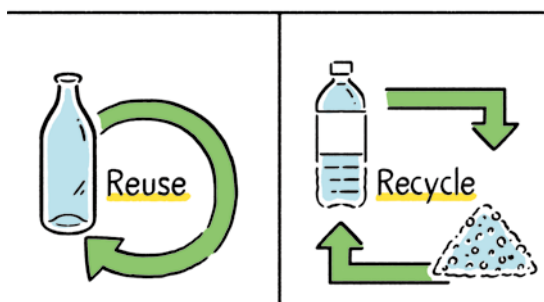
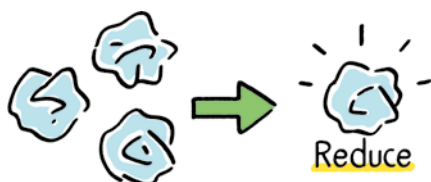
【用語解説】

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を^{こうりょ}考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。購入者自身の生活を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を^{うなが}促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

2. 省エネ・省資源・環境負荷低減

私たちは、企業活動における資源の使用量削減、再利用、廃棄物の削減に努め、環境への負荷を可能な限り抑えます。

- 一人ひとりが職場における無駄の見直しを行い、節電、節水などの省エネ・省資源に取り組めます。
- ペーパーレス化による紙資源の消費削減に取り組めます。
- 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に積極的に取り組みます。
- 商品の安全性を保ちながら、食品ロス削減についても積極的に取り組んでいきます。



省エネ・省資源・環境負荷低減に取り組むことが、温室効果ガスの排出抑制や生物多様性の保全などにつながります。循環型社会の形成に貢献できるよう、廃棄物を削減し、資源として有効活用することが必要です。たとえば、商品に対しては容器包装の識別マーク表示などの法令を守ることはもちろん、家庭でのごみ分別を容易にする工夫など、商品がお客様のお手元に届いてからのごみのリサイクルにも配慮します。なお、現在は3Rに加えて、リペア(修理:物品などが破損した場合に修理して再利用すること)やリフューズ(拒否:必要以上に購入しない、もらわないこと)という考え方も広がっており、より幅広い取り組みが望まれます。

【用語解説】

廃棄物の3R

リデュース(削減):使用済みになったものが、廃棄されることが少なくなるように、製造・加工・販売などを行うことです。

リユース(再使用):使用済みになったものでも、廃棄しないで再使用することです。

リサイクル(再資源化):使用できずに、または再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することです。

3. 地域社会の環境保全

私たちは、事務所、工場、農場の近隣で生活する方々の健康や安全、地域社会の環境保全などに十分注意を払いながら事業を展開します。

- 物・廃水・悪臭・騒音・大気汚染などに関する法令や自主基準を守ります。
- 様々な環境活動を通して、地域社会との協調・融和に^{つと}努めます。



私たちの事業活動は地域社会に支えられてはじめて成り立つものです。地域社会の一員として、事業活動により生じる環境負荷の低減を図るとともに、環境保全に関する施策を確実に実行する必要があります。環境に関する法令の^{じゅんしゅ}遵守はもとより、近隣住民の生活環境を^{こうりょ}考慮した自主基準を設定し、環境保全水準の向上に取り組みます。

最近「持続可能性」という言葉をよく聞きます。なぜ環境に配慮した取り組みを行う必要があるのでしょうか。

Q なぜ環境に配慮した取り組みを行う必要があるのでしょうか。

A ニッポンハムグループは多岐にわたる食品を製造・販売しており、自然の恵みに感謝し、持続可能な社会の実現に向けて、健全な自然環境と調和のとれた企業活動を推進しています。地球環境や気候変動に配慮し、豊かな自然環境を次の世代以降にも継続的に引き継いでいくことが私たちの責任であり、事業活動から生じる様々な環境負荷を低減していく必要があります。



(行動基準6-1.環境に配慮した商品・サービスの開発とグリーン購入の推進)

町内のごみステーションに一般ごみとして捨てても良いですね。

Q 事業所で少しだけ産業廃棄物が発生しました。少しだけなので、町内のごみステーションに一般ごみとして捨てても良いですね。

A 事業活動によって発生した産業廃棄物は、その量にかかわらず、法令に基づいた処理をしなければなりません。事業所で処理方法がわからない場合は、自治体に確認するなどして適切に処理しましょう。町内のごみステーションに限らず、野山や河川敷などへの不法投棄も絶対に行ってははいけません。



(行動基準6-3.地域社会の環境保全)

お互いの人権と人格を尊重し、常に思いやりの心をもって接します。
コミュニケーションを活発に行い、職場内の情報共有を図り、働きやすく働き甲斐のある職場をつくりましょう。

1. 基本的人権の尊重

私たちは、雇用や処遇にあたっては、基本的人権を尊重します。性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、信条または社会的身分、SOGI、LGBTQなどの性的指向や性自認、障がいの有無などを理由にした差別的な扱いや嫌がらせは行いません。

- 人権に関する国際規範を支持・尊重し、お客様先やお取引先に対しても、人権の尊重に努めていただくよう働きかけます。
- 相手を不快にさせるような言動はしません。
- 一緒に働く仲間とコミュニケーションを図り、お互いの考え方や価値観を尊重します。
- 相手の人格や尊厳を傷つける言葉（「役立たず」など）や態度などによる精神的な嫌がらせ、迷惑行為はしません。



お互いの価値観を尊重しよう！



人権はすべての人に与えられた基本的権利です。人権を守るためには、企業活動に関係する社内外の人々の価値観を尊重し、直接的・間接的に人権を侵害することがないように、配慮していくことが重要です。職場においても、個人の身体的特徴や癖などを材料にした冗談も慎まなければなりません。肖像権やプライバシーを侵害するような文書の作成もしてはいけません。ニッポンハムグループの人権に関する方針として定められた「ニッポンハムグループ人権方針」に基づき、人権尊重の取り組みを推進します。

【用語解説】

SOGI: Sexual Orientation (性的指向: 恋愛がいずれかの性別を対象とするかについて)とGender Identity (性自認: 自分の性別についての認識)の頭文字を組み合わせた略称です。

LGBTQ: 女性同性愛者 (Lesbian: レズビアン)、男性同性愛者 (Gay: ゲイ)、両性愛者 (Bisexual: バイセクシュアル)、心と体の性が一致しない人 (Transgender: トランスジェンダー)、心の性や恋愛対象が揺れ動く・まだどちらかに決めたくない・わからない人 (Questioning: クエスチョニング) もしくは性的マイノリティの総称 (Queer: クィア) の各単語の頭文字を組み合わせた表現です。

2. ハラスメント行為の禁止

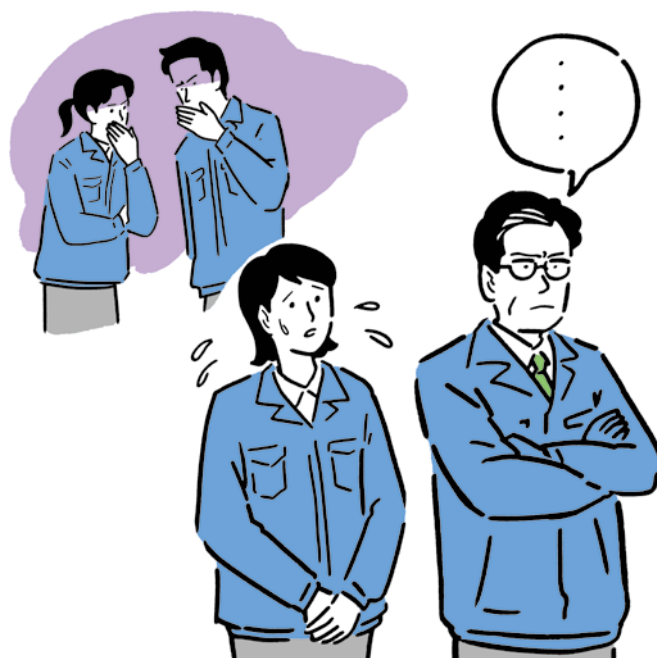
私たちは、生き生きと安全で健康に働ける職場をつくるために、「ニッポンハムグループハラスメント防止規程」^{じゅんしゅ}を遵守します。

職場でのハラスメント(嫌がらせ)は、働く人の人格や尊厳を侵害する許されない行為です。自身の言動で相手に不快な思いをさせないよう細心の注意を払い、ハラスメント問題への関心と理解を深め、周知・啓発を行い、相談があった際には適切に対応しましょう。

- 上司と部下、正規従業員とパートナー社員のような職場内の優位な立場を利用し、相手の人格を否定するような言動や、長時間にわたり厳しい叱責^{しっせき}を繰り返すなどの行為はしません。(パワー・ハラスメントの禁止)
- 性的冗談を言う、不必要に身体に触れる、性的関係を強要するなどの、相手の意に反する性的な言動はしません。(セクシュアル・ハラスメントの禁止)
- また拒否された際に、解雇・降格・減給といった報復行為もしません。
- 「妊婦には重要な仕事を任せられない」「男のくせに育児休業をとるなんて」などの就業環境を害^{がい}するような言動はしません。(マタニティ・ハラスメントの禁止)



- ハラスメント被害者が相談や援助を求めることで、さらなる被害(放置や嫌がらせ)を受ける「セカンド・ハラスメント」はしません。
- 日頃から十分なコミュニケーションをとり合い、お互いに信頼し合う良好な人間関係をつくります。



上記以外にも多くのハラスメントの種類があり、ハラスメントに関する法律が強化されています。管理者にはこれまでのハラスメント防止措置を実行してきた経験を活かしながら、より一層働きがいのある職場づくりが求められています。上司・同僚・部下をはじめ、仕事をしていく中で関わる社内外の人たちをお互いに尊重し、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。あわせて「ハラスメント防止ハンドブック」を活用します。

【用語解説】

パワー・ハラスメント：職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

セクシュアル・ハラスメント：「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されたりすることをいいます。

マタニティ・ハラスメント：働く男女に対し、妊娠・出産などをきっかけとして、職場で精神的・肉体的な嫌がらせをしたり、妊娠・出産・育児・介護にかかわる制度について、その取得・請求を理由として、解雇などの不利益な取り扱いを行うことや、取得・請求を阻害したり、嫌がらせをしたりすることをいいます。

3. 暴力行為の禁止

私たちは、いかなる理由があっても、絶対に暴力行為をしません。

- 職場で言い争いを見かけたときは、それ以上エスカレートしないように注意をします。
- 職場で暴力行為を目撃したときは、見て見ぬふりをせず、^{ただ}直ちにやめるように注意し、速やかに上司や責任者に報告します。
- 暴力行為を受けたときは、一人で悩まず、必ず上司や責任者に報告します。
- 万が一、暴力行為をしてしまったときは、必ず上司や責任者に自ら報告します。暴力行為にあたるかどうか判断がつかない些細なことでも報告します。
- 注意や指導をしていて感情的になったときや同僚と言い争いになったときは、一度深呼吸をする、時間を少し置くなど、気持ちを落ち着かせてから冷静に対処しましょう。



身体への直接の接触があれば、怪我^{けが}の危険性がなくとも暴行罪が成立する場合があります。また、怪我^{けが}をする危険性があれば、身体への接触がなくとも暴行罪が成立する場合があります。たとえば、①胸ぐらをつかむ、②小突^{こづ}く、③服やネクタイを引っ張る、④物を投げつける、⑤物を蹴飛ばすなどの行為は暴行罪における「暴行」にあたる場合があります。このような行為は絶対にしてはいけません。

4. 風通しの良い職場づくり

私たちは、なんでも相談できる職場づくりを行い、問題があれば見て見ぬふりをせず、職場の改善に努めます。誰もが自由に意見を交わせる職場、多様な価値観を尊重し柔軟な働き方を可能とする職場、やりがいにあふれより高い成果を生み出すことができる職場を目指します。

- 日ごろからあいさつや声掛け、「さん付け」を積極的に行い、明るく風通しの良い職場をつくれます。
- 全ての従業員が一体感を持って、生産性の高い働き方に変えていきます。
- 業務上在宅勤務が可能であれば適宜取得します。在宅勤務では従業員同士の交流が希薄になることも考えられますが、積極的に報告・連絡・相談を行い、コミュニケーションをとりましょう。
- 職場での問題点や気になる点は、早期に上司や先輩、管理部門またはコンプライアンス・リーダーやコンプライアンス推進委員に報告・連絡・相談します。それでも改善が難しい場合は、ニッポンハムグループ相談窓口を活用します。



あいさつは意思疎通の有効な手段です。お互いに相手の存在を認め合い、相手を尊重する気持ちを表し、職場内や職場間では意思疎通を図るとともに、情報共有を活性化させ、風通しの良い企業風土形成の基礎となります。また、ニッポンハムグループは、コンプライアンスに関する相談窓口を社内外に設けています。その目的はグループ内の潜在的な課題をできるだけ早く把握し、深刻な問題となる前にその芽を摘み取り、より良い職場をつくることにあります。事業所責任者は、コンプライアンスカードを従業員に配布し、相談窓口を周知します。

5. 公正な人事評価と処遇^{しよぐう}

私たちは、人事考課について、業務上の実績に加え、^{じゆんぼう} 遵法意識、能力、態度・意欲を総合的に評価します。

- 常に公正な評価を行うことにより、従業員がやりがいを感じ、意欲的に業務に取り組めるようにします。
- 個人的な感情や直近の出来事に流されないように、評価基準や評価期間に基づき厳正に評価します。
- 評価結果を必ず本人にフィードバックして、本人の能力アップにつなげるようにします。
- 上司の評価内容について不明な点や納得できない点がある場合、その場で話し合しましょう。



従業員一人ひとりへの公正な評価と処遇^{しよぐう}が確保されれば、個々人の遵法意識^{じゆんぼう}や意欲が一層高まり、さらには業務に対する誇りと責任感も高まります。人事評価が公平かつ客観的なものとなるように、結果は面接を通じて本人に必ず開示し、評価の根拠とそのプロセスを説明します。上長の一方的な説明にとどまらず、双方の合意があることが重要です。ニッポンハムグループは企業理念のひとつに「従業員が真の幸せと生き甲斐^{がい}を求める場として存在する」ことを掲げ、その実現を目指しています。一人ひとりを尊重し、それぞれが持てる力を発揮・活躍できる環境づくりを推進していきましょう。

6. 健全な職場環境の確保

私たちは、労働関係法令^{じゆんしゆ}を遵守し、常に安全で健全な職場環境の確保^{つと}に努めます。

- 従業員の健康と安全を第一に考え、設備・器具の操作方法や燃料、有害物質などの取り扱いについて適切に指導します。安全上の問題があれば、解決・改善を行い、労働災害^{つと}の発生防止に努めます。
- 時間外労働や休日出勤は、上司の指示により行うことを原則とし、事前に申請し承認をとります。
- 労働時間は正確に申請します。タイムカードの不正打刻^{きよぎ}や虚偽申請、許可のない持ち帰り残業などは絶対にしません。また、部下や後輩にもさせません。
- 従業員の心と体の不調を未然に防ぎ、活力ある職場をつくるためにメンタルヘルスクアを推進します。
- 仕事にやりがいを持ちながら働き、充実した生活ができるようにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指します。



常に従業員が安全で健康な社会生活^{いとな}を営めるような配慮と対策が求められます。さらに、働きやすい職場に向けて、介護支援、子育て支援、職場の分煙・禁煙対策なども積極的に推進します。そのためには、各職場の責任者のみならず、従業員一人ひとりが職場の安全と健康を第一に考え、問題があれば、それを解決・改善するための具体策を提案することが求められます。健康的で働きやすい職場の実現は、会社だけに委ねる^{ゆだ}ことではありません。それは、ニッポンハムグループで働く一人ひとりが考えるべき課題です。

【用語解説】

メンタルヘルスクア：従業員の心と体の健康の保持増進のための措置^{そち}です。

私の意見を押し通しても問題はないですよね？

Q 私の考えは絶対正しいのに、同僚がいつも異なる意見を提案してきてイライラします。同僚の意見は無視して、私の意見を押し通しても問題はないですよね？

A 職場は性別・年齢・経歴・人種など、多様な人財、多様な価値観で構成されており、考え方・感じ方も従業員の数だけ存在します。業務を遂行するうえで、どんな決断が最も適切か模索することも重要ですが、職場内でどんな話し合いがなされたのかなど、決断に至るまでの過程も重要です。自身の考え方に固執せず、他人の意見・考えにも耳を傾けてみましょう。



(行動基準7-1.基本的人権の尊重)

相談したのに何も対応してくれません。

Q お得意先から、断っているのに何度もデートに誘われたり、宴席で体を触られたり、セクハラ被害を受けています。勇気を振り絞って上司に相談したのですが、「契約が取れるまでは我慢してよ」と言われ、何も対応してくれません。入社するのもつらいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A 被害者が相談したことによって、嫌がらせを受ける、対応してもらえないなどの二次被害が起っています。適切に対応されないようなことがあれば、別の上司やコンプライアンス・リーダーに相談します。相談を受けた人は守秘義務を守り、内容を最後まで聞く、解決策と一緒に考え行動するなど、真摯に対応します。それでも解決が難しいと感じたら、速やかに管理部門やニッポンハムグループ相談窓口にご相談しましょう。



(行動基準7-2.ハラスメント行為の禁止)

自己または第三者の利益を図るために会社に損害を与えるようなことや、有形無形の会社財産を私的に流用することなどは決して行いません。
ニッポンハムグループの一員としての自覚を持ち、責任ある行動をとります。

1. 会社財産の尊重

私たちは、会社の機器・車両・設備・備品・ソフトウェアなどは、会社の事業活動や会社が承認した目的のために使用します。

- 社内におけるインターネットや電子メールは、就業時間内外を問わず、業務に関連する場合だけ利用します。
- 出張や在宅勤務の際には上司の承認を得てから貸与物^{たいよぶつ}を持ち出します。
- 私用電話をしないことはもちろん、会社にかかってきた私用電話についても速やかに用事を済ませます。
- 会社の備品を私的に流用しません。
- 経費の不適切な精算は絶対にしません。



特に多くの裁量と権限を与えられた役員や管理職は、しっかりとした問題意識と自制心をもって業務にあたる必要があります。権限があるがゆえに、より厳しく自らの行動を律することが強く求められます。

2. 交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用

私たちは、交際費の運用にあたっては「交際費ガイドライン」^{じゅんしゅ}を遵守します。また、お得意先などの接待は、費用対効果^{こうりょ}を考慮して、経費の適正な運用を行います。

- お得意先などの接待については、必ず事前に申請します。
- 交際費(飲食費・ゴルフ関係費)を申請するときは、行事・会議などの名称、目的、店名、予定金額、人数、会社名、出席者の氏名を正確に記載します。
- 部内飲食を、お得意先などの接待と偽^{いつわ}るなどの経費の不適切な精算はしません。また、私的な飲食やゴルフについても、接待と偽^{いつわ}ることは絶対にしません。
- 領収書の不適切な分割や人数の水増しなどはいけません。
- 交際費の運用は、節度をわきまえたものにします。



交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の使用については、上位職に事前申請し、承認を受けなければなりません。交際費(飲食費・ゴルフ関係費)の適正な運用を行うためにも、権限がある者は常に問題意識と自制心を持った行動が求められます。

3. 利益相反行為の禁止

私たちは、自己の利益と会社の利益が対立しないように配慮しながら行動します。

- 仕事を通じて得られたビジネスチャンス、人間関係、顧客リスト、信用情報などを使った個人的利益の追求はしません。
- 職務上の地位や権限を利用した不当な利益(金銭・物品・接待・便宜など)の要求はしません。
- 社内手続きを経ずに、個人的につながりのある業者を取引先に選定しません。



取引の相手方が自らを含め自分の友人や親戚が経営する会社などであった場合、どうしても品質や価格を軽視し、個人的な利害の方を優先させる危険性が出てきます。このように利益相反が起こりそうな状況に置かれた場合や、そうした状況におかれる可能性が発生した場合は、これを速やかに直属の上司へ報告し、担当から外れるか、あるいは取引相手を変えるかなどの判断をおおぎます。ニッポンハムグループ各社が提供する商品が市場で評価され、競争力を維持するうえでも、こうした一人ひとりの自覚が必要です。

4. 会社情報の発信

私たちは、会社情報の発信をタイムリーに行い、マスメディアへの情報の開示は、基本的に日本ハム(株)広報IR部を通じて行います。

- 新聞、テレビ、雑誌などの報道機関からのお問い合わせには、個人や事業所の判断で即答せず、まず直属の上司や関係部署と連絡をとり、指示をあおぎます。
- マスメディアに対する情報発信やお問い合わせに対しては、迅速かつ正確に対応します。



会社情報の発信には、発信する情報の正確さや迅速な情報開示に加え、それがどのようなルートを用いて発信されるかという点にも注意を払う必要があります。日本ハム(株)広報IR部に確認をとらず、独断あるいは不注意で、勝手な解釈をつけ情報を発信してはいけません。個人的な意見を述べれば、それが会社の見解として受け取られてしまいます。

5. 社内ルール^{じゅんしゅ}の遵守

私たちは、「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」はもちろんのこと、就業規則、職務権限規則、品質保証規程、NT規程・要領^{ようりょう}などの社内ルールに従って、忠実かつ誠実に職務^{すいこう}を遂行します。

- 社内ルール^{じゅんしゅ}を遵守することが、社会に対する責任を果たすことの前提であるという認識を持って日々の業務を行います。
- 就業規則をはじめとする規程類は、いつでも誰でも^{えつらん}閲覧できる場所に保管し、役職員に周知します。
- 規程類が制定および改廃されたときは、必ず内容を確認し、理解したうえで^{じゅんしゅ}遵守します。

いつでも誰でも
確認できるように
保管します

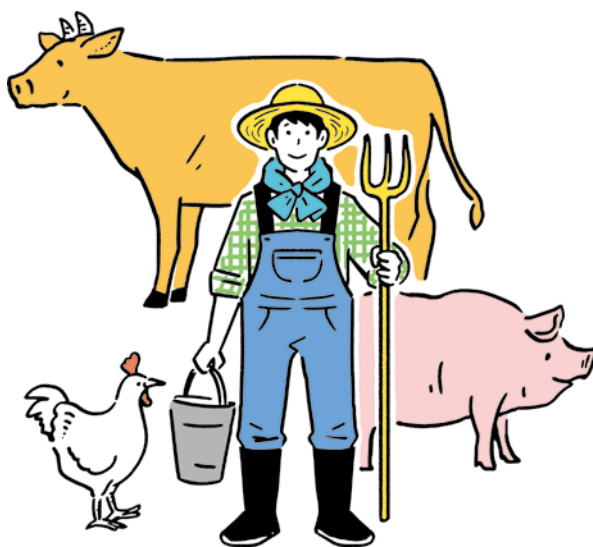


社内ルールは、ニッポンハムグループが社会やお客様から心より信頼される会社となるための「社会に対する誓い」といえるものです。真に信頼される会社とは、いつ誰がどこで見ても、全く恥じるところのない会社、胸を張り、誇りをもって誰にでも自分たちのやっていることを開示できる会社です。私たちは、そうした会社を目指し、また、各自がそうした会社をつくりあげていく一員であるとの強い自覚と責任をもって、法令遵守と企業倫理の実践に努めていく必要があります。各職場においては、責任者自身が常に社内ルール^{じゅんしゅ}の遵守状況を確認し、問題があれば対処します。

6. アニマルウェルフェアへの配慮

私たちは、生命の恵みを大切にし、アニマルウェルフェアへの配慮に取り組めます。

- 私たちは、家畜を快適な環境下で飼養^{しやう}し、ストレスや疾病^{しっぺい}の減少に向けてビジネスパートナーと協働し、家畜の飼養管理^{しやう}、生産体制の改善や継続した技術革新などを進めていきます。
- 情報開示、ステークホルダーとの対話を通してアニマルウェルフェアの向上^{つと}に努めます。



ポイント

私たちは、グループブランドの約束に「生命の恵みを大切にして、品質に妥協することなく『食べる喜び』を心を込めて提供する」と掲げています。そのため、家畜の飼育方法や防疫措置^{そち}に関するルールを遵守^{じゆんしゆ}します。国際獣疫事務局(OIE)は、アニマルウェルフェアを考えるうえでの役立つ指針として「5つの自由」(①飢え、渇きおよび栄養不良からの自由、②恐怖および苦悩からの自由、③物理的および熱の不快からの自由、④苦痛、傷害および疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由)を示しています。なお、ニッポンハムグループでは、「ニッポンハムグループアニマルウェルフェアポリシー」で基本的な考え方が示されています。

【用語解説】

アニマルウェルフェア:「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心理的状态^{じゆうえき}」と国際獣疫事務局において定義されています。

7. 飲酒運転の撲滅

私たちは、社会からの信頼に対して誠実に行動するニッポンハムグループの一員として、飲酒運転を撲滅するために、「飲んだら乗らない、乗らせない」「飲むなら乗らない」「飲むなら車で行かない」を徹底します。

- 飲酒運転は絶対にしません、させません。一人ひとりが飲酒運転は重大な犯罪であるという自覚を持ちます。
- アルコールは少量でも脳の機能を^{まひ}麻痺させ、車や自転車などを凶器に変えてしまいます。
- 飲酒後十分な睡眠をとっている場合でもアルコールが残っている可能性があります。



飲酒運転で失うものは計り知れません。飲酒運転による事故で被害者の「大切な命」を奪った場合、被害者とその家族の人生を一瞬で変えてしまいます。また、行政処分や刑罰を受けることにより、社会的地位（勤め先など）や財産などを失って、運転者本人はもちろん、本人の家族の人生をも変えてしまうなど、取り返しのつかない結果になります。あとになって、飲酒運転の代償が大きいことに気づいても遅いのです。一人ひとりが飲酒運転を絶対にしない、させないという強い意志を持つことが必要です。

8. 被災時の初動対応

私たちは、自分とその家族が災害に遭ったときは、安全を最優先に考え、
直ちに身の安全確保に努めます。避難指示が発令された場合は、その
指示に従って行動します。

- 就業時間外に災害が発生したときは、周囲の状況に応じて安全を確認し、避難場所に速やかに移動するなど、自分と家族の身の安全を確保します。
- 自分と家族の身の安全を確保することができたら、安否状況を会社に連絡します。
- 就業時間内に災害が発生したときは、各事業所で定められている自衛消防隊または自衛防災隊の指示に従って行動します。
- 被災時に家族が全員そろっているとは限りません。
あらかじめ家族で避難場所や連絡方法を決めておきましょう。



防災対策として、自宅での水・食料の備蓄や避難場所の設定など、災害に備え対策を講じておくとともに、会社でも地震や津波などの災害に遭遇したときの対策を講じておくことが必要です。事業所では、自衛防災隊などの防災組織を編成し、それぞれの役割について掲示や配布などをしていますので、必ず確認しておきましょう。

飲酒後、仮眠をとったので運転しても問題ないですよ。

Q 私はお酒が強く、二日酔いになったことはありません。翌日に車を運転する予定があるのを忘れてしまい深酒をしてしまいました。飲んだあとに仮眠をとったら頭がスッキリしたので、運転しても問題はないですよね？

A どのような事情があっても、アルコールを摂取して(体内にアルコールが残っている状態で)運転することは犯罪です。飲酒時は、情報処理能力・^ひ注意力・判断力が低下し、安全に運転することは不可能です。悲惨な交通事故につながりかねないので絶対に運転してはいけません。また、酔いがさめたという感覚になったとしても、睡眠によってアルコールが早く抜けるというわけではありません。



(行動基準 8-7. 飲酒運転の撲滅)

2002年 牛肉偽装事件

2002年8月6日、牛肉偽装事件が発覚し、ニッポンハムグループは業界トップの信頼を一瞬にして失いました。

私たちは、この過ちを二度と繰り返さないために、様々なコンプライアンス活動に取り組んできました。しかし、残念ながら20年経った現在でもコンプライアンス問題が散見され、中には懲戒処分に至るまでの案件も発生しています。

世間やお客様の目は年々厳しさを増しています。情報網は日々進歩しており、マスコミだけでなく、ソーシャルメディアなどを使った新たな情報が飛び交い、発信される時代になっています。お客様視点に立った誠実な行動を、私たちは常に実行していかなければなりません。もし、コンプライアンス問題が発生した現場にいたらどうすべきか、再発させないためには何ができるか、私たち一人ひとりのコンプライアンス意識が常に問われています。

■牛肉偽装事件の発生

BSE感染牛が見つかり、消費者が牛肉を敬遠。食肉業者は多くの在庫を抱え込む有様となった。一部の従業員が会社のために“在庫を減らしたい”との考えから「牛肉偽装」を行った。

日本ハムが政府に買取を申請した牛肉の一部を無断で焼却処分した事実を農林水産省が発表。これに対し、日本ハムは、買取を申請した牛肉の中に賞味期限切れのものが混じっていたため、それを処分したと釈明。しかし焼却した牛肉は輸入牛肉だったことが、社外への内部告発で発覚。食肉における日本のリーディングカンパニーが起こした不祥事は連日報道された。

農林水産省からは牛肉の販売を自粛する行政指導が出され、スーパーの店頭から牛肉が回収される。さらに世間の風当たりは強くなり、牛肉偽装とは関係のないグループ会社の商品までスーパーから撤去された。1つの会社の不祥事がグループ全体を巻き込んだ。

事件発覚から売上は激減。工場での生産もほとんど無くなり、毎日冷蔵庫の掃除や機械の清掃以外することがなくなり、連日のように商品回収、廃棄が行われた。マスコミの報道も日々厳しいものになり、販促やCMも自粛し、回復の兆しは無く、従業員は全く先が見えなくなっていた。

■原因・再発防止に向けた取り組み

原因は当時の社内風土にあると分析されており、事件の問題点を洗い出した改革調査委員会の最終報告では、3つの問題点が指摘されている。

1. 過度の業績至上主義
2. 人事情報の障壁(属人的な人事の横行)
3. 管理・監査部門の軽視

再発防止策の一環として、第1回コンプライアンス・リーダー会議を開催し、行動規範を示したカード、冊子(現・ニッポンハムグループ行動基準(日本版))をつくり、すべての役職員に配布した。現在はニッポンハムグループの100名を超えるコンプライアンス・リーダーが、各社のコンプライアンス浸透の推進役となり、活動している。



【用語解説】

BSEの発生

2001年9月国内で初めてBSEに感染した牛が発見されました。BSEは狂牛病とも言われ、感染すると牛の脳がスポンジ状になる病気です。国内でBSE感染牛が見つかったことで、消費者が敏感に反応。食品業界が大きな打撃を受けました。事態を重く見た政府は同年10月に食用牛の全頭BSE検査を実施。消費者の不安を払拭するため、既に市場に出回っているBSE検査前の牛肉は政府が買取り、焼却処分することとなりました。

<参考>主な関係法令一覧

遵守項目	主 な 関 係 法 令 一 覧
1-1	食品衛生法、民法（不法行為）、PL法（製造物責任法）
1-2	食品衛生法、計量法、J A S 法（品質表示基準）、景品表示法（公正競争規約）、食品表示法、健康増進法（栄養表示基準）、薬機法
1-3	食品衛生法、食品表示法、特定水産物等の名称の保護に関する法律、日EU経済連携協定
1-4	景品表示法（公正競争規約）、健康増進法（栄養表示基準）、薬機法、不正競争防止法
1-5	食品衛生法、民法（不法行為）、PL法（製造物責任法）、刑法（業務上過失致死傷）
2-1	食品衛生法
2-2	刑法（背任）
2-3	刑法（背任）、食品衛生法
2-4	刑法（背任、詐欺、文書偽造）
2-5	独占禁止法
3-1	食品衛生法、J A S 法
3-2	刑法（背任）、下請法
3-3	独占禁止法（優越的地位の濫用）、下請法
3-4	刑法（背任）
3-5	刑法（背任）
4-1	金融商品取引法、東京証券取引所の有価証券上場規程等
4-2	金融商品取引法、東京証券取引所の有価証券上場規程等
5-1(1)	道路交通法、自動車運転死傷行為処罰法
5-1(2)	不正競争防止法（外国公務員への不正利益供与の禁止）、海外各国における贈賄関連法規制
5-1(3)	不正競争防止法、政治資金規正法、公職選挙法、刑法（贈賄）、米国連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国賄賂防止法（UKBA）、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程
5-1(5)	暴力団対策法
5-3	道路交通法
5-4	感染症法、家畜伝染病予防法
5-5	刑法（名誉棄損、侮辱等）、不正競争防止法、個人情報保護法、マイナンバー法、知的財産基本法（特許法、商標法、意匠法、実用新案法、著作権法）、金融商品取引法
6-1	環境基本法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法
6-2	環境基本法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法、省エネルギー法、化学物質排出把握管理促進法、循環型社会形成推進基本法
6-3	環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、騒音規制法、土壌汚染対策法
7-1	日本国憲法、労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、労働施策総合推進法
7-2	刑法（名誉棄損、侮辱等）、労働基準法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法、民法
7-3	刑法（暴行、傷害等）、労働施策総合推進法、民法（不法行為）
7-6	労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、育児・介護休業法、労働・社会保険関連法令、働き方改革関連法
8-1	労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、育児・介護休業法、労働・社会保険関連法令、働き方改革関連法
8-3	刑法（背任）、不正競争防止法、会社法（取締役の利益相反取引）
8-4	金融商品取引法、東京証券取引所の有価証券上場規程等
8-7	道路交通法、自動車運転死傷行為処罰法

コンプライアンス・ヘルプライン

法令違反、不正行為、ハラスメント、安全・品質の問題を通報する窓口です。
私たちは、コンプライアンス違反などの問題があれば見て見ぬふりをせず、相談窓口を活用するなどして問題解決に努めます。

社内相談窓口 日本ハム株式会社 コンプライアンス部

- ① 電話による相談 0120-202-128 (フリーダイヤル) 03-5436-0548
受付時間 9:00~17:30 (月曜~金曜) ※祝日および年末・年始、夏季休日を除く
- ② メールによる相談 (24時間受付) compliance.gm@nipponham.co.jp
- ③ FAXによる相談 (24時間受付) 03-4555-8180
- ④ 封書による相談
〒141-6014 東京都品川区大崎2-1-1
日本ハム株式会社 コンプライアンス部長 宛
※特定の個人を誹謗中傷するなどを目的とするご相談はご遠慮ください。

社外相談窓口 御堂筋法律事務所

- ① 電話による相談 0120-261-889 (フリーダイヤル)
受付時間 9:30~18:00 (月曜~金曜) ※祝日および年末・年始を除く
- ② メールによる相談 (24時間受付) compliance-nh@midosujilaw.gr.jp
- ③ FAXによる相談 (24時間受付) 06-4704-6787

職場のほっとテレホン

職場での悩み全般を受け付ける総合相談窓口です。

- ・ 上司や同僚にも相談しづらい悩み
- ・ 職場で困っていること(職場の人間関係、職場のルール、あなたのキャリア、メンタルヘルスなど)

相談窓口 株式会社クオレ・シー・キューブ

- ① 電話による相談 0120-974-964 (フリーダイヤル)
受付時間 14:00~21:00 (月曜~土曜) ※祝日および年末・年始、夏季休日を除く
- ② メールによる相談 (24時間受付) nh-helpline@e-cuore.com

【相談窓口に通報できる通報者について】

相談窓口に通報できる通報者は、グループ各社の全従業員(社員・準社員・パートナー社員・アルバイト・契約社員・退職者など)およびその家族、派遣社員ならびに請負会社社員とする。ただし、海外事業所においては、ニッポンハムグループ国内各社からの駐在員とする。

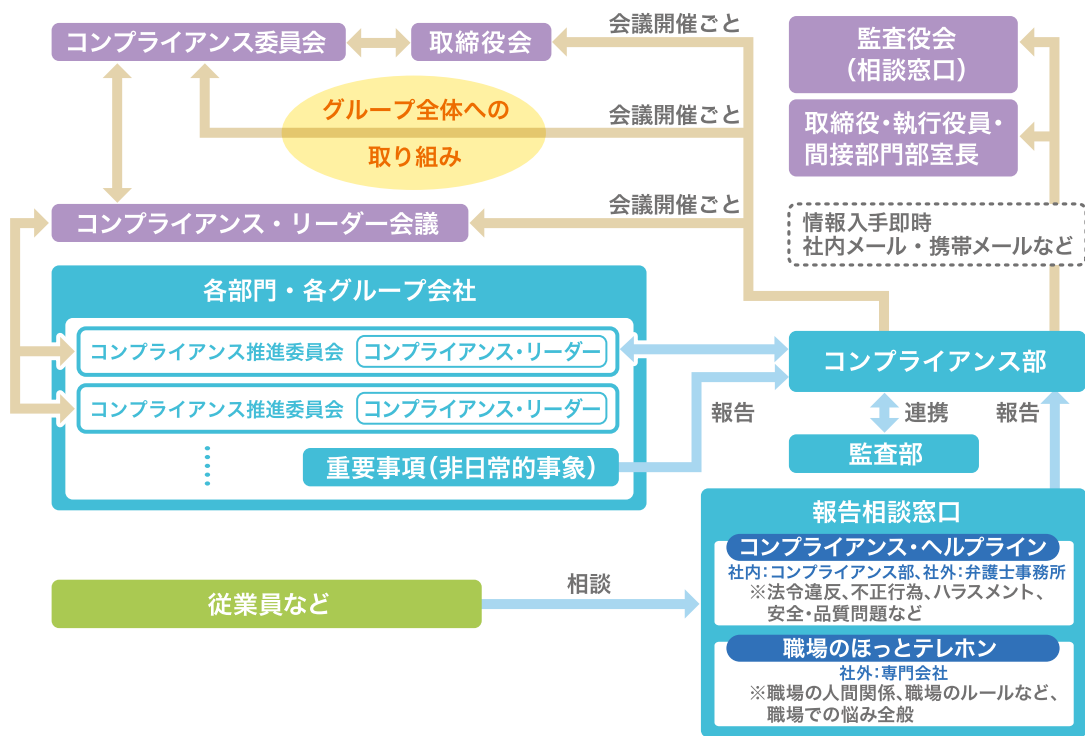
監査役相談窓口

日本ハム株式会社監査役会

通報者は、ニッポンハムグループの役員・管理職とその退職者とする。ただし、海外事業所は、ニッポンハムグループ国内各社からの駐在員とする。

※監査役会に直接通報しづらい場合は、社外法律事務所を通して通報できます。

概要



ニッポンハムグループ全体のコンプライアンス状況の確認と方針を検討する「コンプライアンス委員会」、各社・各部門で取り組みを進める「コンプライアンス推進委員会」、各コンプライアンス推進委員会の代表が具体策を検討する「コンプライアンス・リーダー会議」が相互に連携を図っています。

■ コンプライアンス委員会

ニッポンハムグループ全体のコンプライアンス状況の確認と推進体制の整備、方針の策定などについて総合的に検討する委員会です。コンプライアンス浸透に関する施策を立案し、取締役会など経営会議に諮っています。

■ コンプライアンス推進委員会

ニッポンハムグループ各社および事業部門に設置。コンプライアンスについて討議し、コンプライアンス精神の浸透に積極的な展開を図ります。

■ コンプライアンス・リーダー会議

コンプライアンス推進委員会の代表メンバーで運営・活動しています。ニッポンハムグループ全体のコンプライアンス浸透に関する具体的な企画・立案を行います。

■ コンプライアンス部

ニッポンハムグループ各社および事業部門のコンプライアンス推進委員会、コンプライアンス・リーダーの活動を支援します。また、社内相談窓口の受付、社外相談窓口の会社側の窓口など、コンプライアンスに関する情報の受付・対応と、重要事項の収集・発信によるリスク情報の一元管理を行います。

「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」を軽視して、法令や就業規則などに違反した場合、「ニッポンハムグループ懲戒規程」に基づく処分の対象ともなり得ますので注意してください。

私たちは、社会の一員として高い倫理観を持った責任ある行動が求められていることを自覚し、一人ひとりが企業理念の実現に向けて、「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」^{じゅんしゆ}を遵守し、社会からの要請やお客様をはじめとするステークホルダーの期待に応えるために、公正かつ誠実に行動します。

私は、「ニッポンハムグループ行動基準（日本版）」に従って、コンプライアンスの徹底と実践に^{つと}努めることをここに宣言いたします。

年 月 日

会社名

部署名

署 名



ニッポンハムグループ行動基準(日本版)は、職場の多様性を表現するため、各章をレインボーカラーで配色しています。

職場は、様々な価値観・考え方を持った従業員がいる多様性の宝庫です。ニッポンハムグループでは「従業員が真の幸せと生き甲斐を求める場」となることを目指しています。

一人ひとりを尊重し、それぞれが持てる力を発揮・活躍できる環境づくりを推進します。

このニッポンハムグループ行動基準(日本版)を活用いただくことによって、多様性を認め合える職場づくりに貢献できれば幸いです。



下図QRコードをお手持ちのスマートフォンで読み取りいただくと
ニッポンハムグループ行動基準（日本版）をインターネット上でも確認することができます。



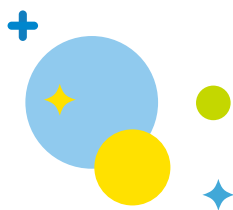
e-book版

<https://www.nipponham.co.jp/group/compliance/ebook/>



PDF版

<https://www.nipponham.co.jp/group/compliance/pdf/all.pdf>



日本ハム株式会社
コンプライアンス部

平成15年 1月初 版
平成15年11月 第2版
平成18年 8月 第3版
平成22年 4月 第4版
平成25年 7月 第5版
平成28年 4月 第6版
平成31年 4月 第7版
令和 4年 4月 第8版